

「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

({基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円相当の補助金が交付されます。
- 事業所の判断で、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

Q2. 補助金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

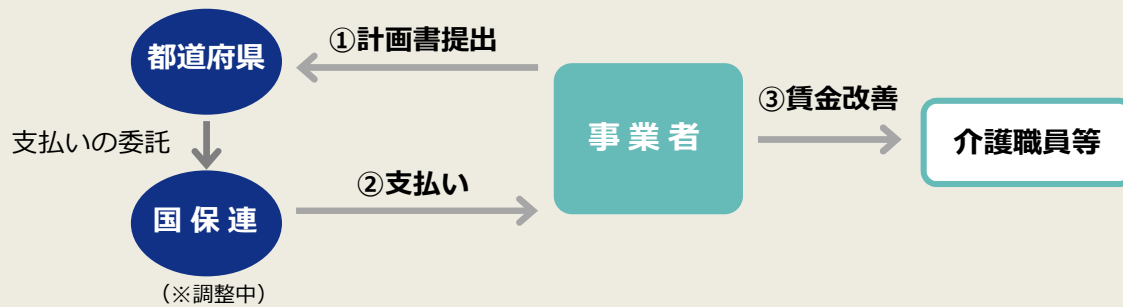
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連（※調整中）が補助金を事業者**に支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この補助金の届出先は都道府県**です。
- 補助期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

**A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。**

令和4年					令和5年
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
補助金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835

●●県●●局
●●課
電話番号：

介護職員処遇改善支援補助金

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）

◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ **取得要件**

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
 - ・ 賃上げ効果が継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）
- ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ **対象となる職種**

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

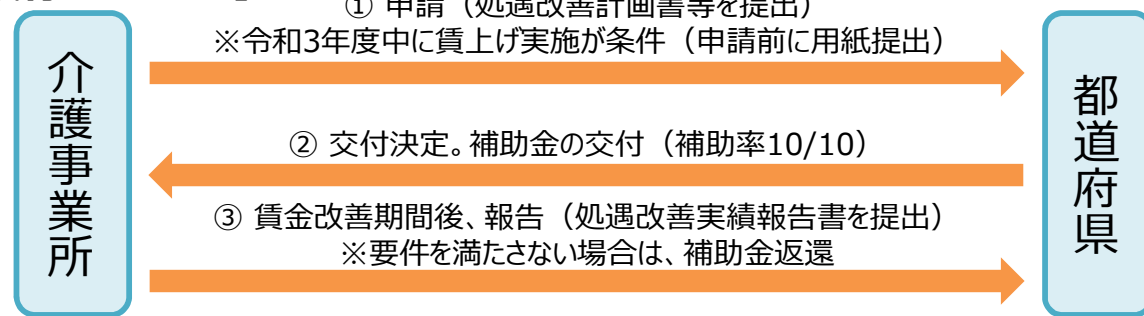
◎ **交付方法**

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約999.7億円）。

◎ **申請・交付スケジュール**

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



介護職員処遇改善支援補助金 取得要件について

■ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること

- 今回の措置が、民間部門における春闘に向けた賃上げ議論に先んじて行われるものであること、また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「来年2月から前倒しで実施する」との趣旨を踏まえ、原則として令和4年2月から賃金改善を実施していることを、令和4年4月以降も含めた補助金の取得要件とする。
- ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行うことでも可とする。
- なお、令和4年2月から賃上げを実施した旨を記載した用紙等を、2月に事業所から都道府県に提出いただくことを想定している。その後、処遇改善計画書を用いて、4月に事業所から都道府県に申請いただく予定。

■ 補助額の2／3以上は介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること

- 「収入を継続的に引き上げるための措置」とするため、補助額の2／3以上をベースアップ等に使用することを要件とする。ベースアップ等の範囲としては、「基本給」のみならず「決まって毎月支払われる手当」による賃金改善も認める。
- また、「介護職員」と「その他の職員」それぞれにおいて、賃金改善額の2／3以上がベースアップ等に充てられている必要がある。
- ただし、令和4年2・3月の引上げについては、就業規則等の改正等も考慮し、一時金等による賃金改善も認める。
- なお、この要件に伴い、処遇改善計画書及び実績報告書において、「月額賃金改善額の総額」を記載することとする。（個々人単位の賃金改善額の記載までを求めるものではない。）

介護職員処遇改善支援補助金 交付率

○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付。

サービス区分	交付率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
・（介護予防）訪問入浴介護	1.0%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.0%
・（介護予防）通所リハビリテーション	0.9%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2.1%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.0%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	1.4%
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	0.5%
・介護医療院 ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。

※ 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。今回は、報酬とは別の補助金のシステムを用いることとしているが、できる限り速やかに事業所へ補助金を交付する観点から、総報酬に上記交付率を乗じることで交付額を算出。（各介護サービス種類ごとの介護職員数に応じて、月額平均9,000円相当の額を交付できるようにしている点は同様。）10月以降の加算率については、引き続き調整・検討予定。

別紙

令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業 （令和3年度補正予算分）実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 賃金改善の対象

本事業の対象は、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に勤務する介護職員とする。また、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

4 事業内容

令和4年2月から9月までの間、介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。ただし、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする。

5 補助額

補助額＝ $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。））

b 1単位の単価

c サービス別加算率（別紙1表1）

6 賃金改善の要件

介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、補助額に相当する介護職員等（その他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

原則として、介護サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。

7 その他

(1) 令和4年2月分から賃金改善を行った旨の報告

介護サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を行った旨を、令和4年2月末日までに都道府県知事に報告すること。

(2) 計画書の作成

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書（介護職員処遇改善支援補助金分）（以下「計画書」という。）を、次の一から五までに掲げる事項について、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により作成し、令和4年4月15日までに都道府県知事に提出すること。

一 介護職員処遇改善支援補助金の見込額

賃金改善実施期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額をいう。

a 介護職員処遇改善支援補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員とその他の職員の賃金の総額

b 前年度の介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の介護職員とその他の職員の賃金の総額。なお、これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の介護職員とその他の職員の賃金の総額を推定するものとする。

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

四 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

五 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。

（3）実績報告書等の作成

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善実績報告書（介護職員処遇改善支援補助金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の一から三までに掲げる事項について、別紙様式3-1及び別紙様式3-2により作成し、令和5年1月末日までに都道府県知事に提出し、2年間保存することとする。

一 介護職員処遇改善支援補助金の総額

二 賃金改善所要額

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額以上の額を記載する。

a 介護職員とその他の職員に支給した賃金の総額

b 前年度の賃金の総額（7（2）二bの額）

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

（4）届出内容を証明する資料の保管及び提示

介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(5) 都道府県知事への変更の届出

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書（介護職員処遇改善支援補助金分）に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から③までに定める事項を記載した変更の届出を行う。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2
- ③ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

(6) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（6）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式4の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。

- ① 介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- ④ 介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

8 留意事項

(1) 介護職員処遇改善支援補助金の停止

都道府県知事は、介護職員処遇改善支援補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が①又は②に該当する場合は、既に交付された介護職員処遇改善支援補助金の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

- ① 介護職員処遇改善支援補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら7（6）の特別事情届出書の届出が行われてい

ない等、交付要件を満たさない場合

② 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(2) 介護職員処遇改善支援補助金の交付要件の周知・確認等

都道府県は、介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている介護サービス事業所等が介護職員処遇改善支援補助金の交付要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

① 賃金改善方法の周知について

介護職員処遇改善支援補助金の届出を行った介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

② 計画書等について

都道府県が介護サービス事業者等から計画書を受け取る際は介護職員処遇改善支援補助金の「見込額」と「賃金改善の見込額」を、実績報告書を受け取る際は介護職員処遇改善支援補助金の「交付総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。また、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられていることについても、同様に確認すること。

③ 労働法規の順守について

介護職員処遇改善支援補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

(3) 様式の取扱い

処遇改善加算等と同様、様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

① 別紙様式は、原則として、都道府県において変更を加えないこと。

② 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、介護サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての介護サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。

③ 別紙様式について押印は要しないこと。

(4) その他

① 本事業による賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額には含めないこととする。

② 補助額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（介護職員処遇改善支援補助金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができる。

③ 介護サービス事業者等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

- ④ この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に通知する「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援補助金（令和3年度補正予算分）交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
- ⑤ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局老人保健課と協議の上、決定する。

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防) 短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	0.5%

注 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

介護職員処遇改善支援補助金(介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書)作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

- 次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。
- ・提出先に関する情報
- ・基本情報
- ・加算及び補助金対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 処遇改善加算・特定加算・補助金に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算・特定加算に共通して必要な情報(補助金取得には不要) 入力セル
- 補助金の取得に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善支援補助金(処遇改善加算・特定加算)の届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先	
-----	--

2 基本情報

⇒下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

法人名	フリガナ	
	名称	
法人住所	〒	
	住所1(番地・住居番号まで)	
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	
	氏名	
書類作成担当者	フリガナ	
	氏名	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail	

3 加算・補助金対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1及び別紙2-2に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算及び特定加算を除く)〔a〕」には、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(各種加算減算を含む)。ただし、処遇改善加算及び特定加算を除く。を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。
 「一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算及び特定加算を含む)〔a〕」には、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(処遇改善加算及び特定加算を含む、各種加算減算を含む。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬総単位数(処 遇改善加算及び特定加 算を除く)〔単位〕(a)	1単位あたりの 単価〔円〕(b)	一月あたり 介護報酬総単位数(処 遇改善加算及び特定加 算を含む)〔単位〕(a)
			都道府県	市区町村					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

介護職員処遇改善支援補助金計画書

1 基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒	-			
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式 2 - 2 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額					円	要件 I <input checked="" type="checkbox"/>
②賃金改善の見込額 (i - ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)					円	
i) 賃金改善実施期間 (④) に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額 (見込額)					円	
ii) 前年度 (賃金改善実施期間に相当する期間) の介護職員等の賃金の総額【基準額】					円	
③ベースアップ等による賃金改善の見込額						要件 II <input checked="" type="checkbox"/>
i) 介護職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	0	円	(0.00) %	< <input checked="" type="checkbox"/>	
		(一月あたり) 0	円)			
ii) その他の職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	0	円	(0.00) %	< <input checked="" type="checkbox"/>	
		(一月あたり) 0	円)			
④ 補助金による賃金改善実施期間				令和 4 年		月 ~ 月

【記入上の注意】

・② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額 (見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。			

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。	—
<input type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 月 日

法人名

代表者 職名

氏名

別紙様式2-2 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

法人名

2① 介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円]

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分(Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a') (処遇改善加算及び特定加算の額を含みます)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	交付対象月(d)			介護職員処遇改善支援補助金 別紙様式2-1 2賃金改善計画について				
		都道府県	市区町村										① 介護職員処遇改善支援補助金の見込額 [円] (a'×b×c×d)	③ i) 介護職員の賃金改善額[円]	ベースアップ等による賃金改善額[円]	③ ii) その他職種の賃金改善額 [円]	ベースアップ等による賃金改善額[円]
1										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
2										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
3										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
4										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
5										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
6										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
7										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
8										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
9										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
10										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
11										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
12										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
13										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
14										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
15										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
16										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
17										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
18										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
19										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					
20										令和4年	月～令和4年	月(ヶ月)					

○賃金改善全般について

問1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

(答)

毎月ごとに賃金改善額が補助額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月分及び3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。

ただし、賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

問2 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

(答)

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。

○ベースアップ等に係る要件について

問3 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

(答)

本補助金については、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

問4 ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、補助金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

(答)

貴見のとおり。

問5 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。

問6 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

問7 ベースアップ等に係る要件については、「介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問8 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

問9 賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

(答)

賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

問 10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

(答)

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問 11 就業規則等の改正が間に合わず、本年4月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は本補助金の対象外となるのか。

(答)

貴見のとおり。

○その他の要件について

問 12 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で介護に従事していない職員の取扱いについては、2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（令和元年7月23日）問13を参照されたい。

なお、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

問 13 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

令和4年2月サービス提供分以降について算定している必要があり、令和4年2月サービス提供分について同加算を算定していない事業所については、本補助金の対象とはならない。

問 14 介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の介護職員処遇改善加算を算定する枠組みがない市町村もあるが、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していなければ、本補助金の支給対象にはならないか。

（答）

介護給付サービスにおける介護職員処遇改善加算と同様の加算が当該市町村において設定されており、事業所が当該加算を算定している場合は対象として差し支えない。

○処遇改善計画書・実績報告書について

問 15 令和4年2月分及び3月分のベースアップ等について、処遇改善計画書にどのように記入すればよいか。

（答）

ベースアップ等に係る要件については、賃金改善実施期間全体で満たしていればよいため、令和4年2月分及び3月分に限った記載を求めることはしていない。

問 16 処遇改善計画書の「介護職員等の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各介護サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

（答）

貴見のとおり。

問 17 事業計画書の提出期限は令和4年4月15日、実績報告書の提出期限は令和5年1月31日となっているが、それぞれの提出開始時期はいつ頃を想定しているのか。

（答）

提出開始時期については、各都道府県において適切に設定されたい。

問 18 前年度の介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の介護職員等が入れ替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

（答）

2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和2年3月30日）問4及び令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問22を参照されたい。

○その他

問 19 賃金改善開始月に、都道府県に対して賃金改善開始の報告様式を提出するのはなぜか。

(答)

当該報告については、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、令和4年4月15日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしている。

そのため、原則として令和4年2月末日までの報告を求めているが、

- ・ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末日までの報告とすること
- ・ また、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこと

とする。

問 20 補助額の算出に用いる総報酬には、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算分を含めたものか。

(答)

貴見のとおり。

問 21 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施することが要件とされており、本年4月以降に新規開設する事業所は令和4年2・3月分の賃金改善を行うことができないが、本補助金の対象となるか。

(答)

本年4月以降に新規開設する事業所については、その他の要件を満たす場合には、本補助金の対象となる。

問 22 以下の①から③に該当する事業所について、本補助金の対象となるか。

- ① 令和4年2月分の賃金改善を実施したが、同年3月に事業所を休廃止した場合
- ② 令和4年2月分から4月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出したが、同年4月末に事業所を休廃止した場合
- ③ 令和4年2月分から5月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出し、同年5月に交付決定が行われたが、同年5月末に事業所を休廃止した場合

(答)

①の場合は、交付申請時に事業所が存在しない、又は休止中のため、対象とならない。

また、②及び③の場合は、当該事業所に実績報告書の提出を求め、本補助金の支給要件を満たすことが確認できた場合には、対象となる。

問 23 令和4年3月分から本補助金の対象とすることは可能か。

(答)

令和4年2月分から賃金改善を行うことや、令和4年2月サービス提供分以降について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること等の要件を満たさない場合には、本補助金の対象とはならない。

○都道府県の事務等について

問 24 事業者から本補助金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答)

本補助金は、全額を介護職員等の賃金に充てることを支給の要件としている補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。

このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本補助金の支払いについては、都道府県にてご対応いただきたい。

問 25 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。

(答)

交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整いただきたい。

問 26 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の支払・返還をどのようにすべきか。

(答)

月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする」としているところ。

また、月遅れ請求等により、

- ・ 事後的に報酬が増額した場合
 - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、補助金額の調整は国保連合会において対応がされる。

なお、

- ・ 事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合
- については、交付対象期間全体でみたときに補助金額が適正なものとなるよう、都道府県に個別にご対応いただく必要がある。

問 27 事業所に対する交付決定について、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善支援補助金の見込額」の額に基づき交付決定を行うこととしてよいか。

(答)

お示しいただいた方法を想定しているが、都道府県と事業所との事務処理については、各都道府県の財政担当部局と調整の上ご対応いただきたい。

なお、国保連合会から事業者を支払われる補助金額は、月ごとの確定した介護報酬に交付率を乗じたものであり、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善支援補助金の見込額」そのものが支払われるものではない。

問 28 市町村が指定権者である事業所についても、本補助金については都道府県が対応する必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問 29 国保連合会に委託を行うか否かについては、各都道府県の判断と解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 30 令和4年2月分から9月分までの補助金全額をまとめて6月に事業所に対して支払い、実績報告書提出後に精算する取扱いは可能か。

(答)

毎月の介護報酬に基づいて補助金額が決まるため、補助金の支払いは毎月行うことが適当と考えられる。

問 31 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、都道府県で介護職員処遇改善加算の取得状況は把握していないが、どのように要件の確認を行えばよいか。

(答)

介護職員処遇改善加算の取得状況は、国保連合会において確認が可能であり、地域密着型サービスについて、この観点からは市町村との連携を行う必要はない。また、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が独自で介護職員処遇改善加算と同様の加算を設定している場合は、当該市町村と連携を行っていただく必要がある。

問1 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該改善分をベースアップ等による賃金改善として取り扱うことは可能か。

(答)

令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合においても、当該対応が、単に就業規則等の改定がなされていないことのみの違いであるなど、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない。

<例>

4月以降のベースアップ等による賃金改善額の平均が各月7,000円であって、2月分及び3月分の一時金による賃金改善が18,000円である場合、ベースアップ等による賃金改善分に含めることが可能なのは、2か月分の14,000円(7,000円×2)までとなる。

問2 本事業における補助金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の3第1項により、認められるか。

(答)

地方自治法施行令第161条第1項第12号に規定する「非常災害のため即時支払を必要とする経費」に該当するものとして認められる。

なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みである。

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A (Vol. 3) (令和4年3月23日)」

問1 前年度に通常よりも多く賞与を支払った等の理由により、前年度の賃金の総額(基準額)が例年よりも高くなり、本補助金による賃金改善を行っても前年度からの賃金の増加額が補助金の額を上回らない場合、本補助金の申請はできないのか。

(答)

前年度の賃金の総額については、令和3年2月から9月までの8か月間の賃金の総額を記載することとしているが、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定することとしている。

また、介護職員処遇改善加算等においては、独自の賃金改善の具体的な取組内容と算定根拠を記載することで、前年度の介護職員の賃金の総額から独自の賃金改善額を控除することを可能としている。

そのため、前年度に通常よりも多く賞与を支払っていた等の理由により、前年度の賃金の総額(基準額)が例年よりも高くなり、前年度からの賃金の増加額が補助金の額を上回らなかった場合、処遇改善加算等の計画書を本補助金の計画書とあわせて提出することで、処遇改善加算等において控除された独自の賃金改善額や、その取組内容及び算定根拠を明らかにすることにより、本補助金における基準額についても、処遇改善加算等の計画書における独自の賃金改善額と同額を控除して推定することが可能である。

問2 休止していた事業所が令和4年2月から9月の間に再開した場合、本補助金を申請することは可能か。

(答)

新規開設事業所と同様に(介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)問21参照)、要件を満たす場合には本補助金の対象となる。

なお、休止前に本補助金を受けていた場合は、休止前と再開後それぞれの期間について計画書及び実績報告書の提出が必要であり、事業所が休止する場合の取扱いについては「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」問22も参照されたい。

問3 都道府県の圏域を超えて所在する複数の介護サービス事業所等を有する介護事業所等が、法人で一括して処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書を作成する際、当該都道府県ごとに別個の計画書等を作成し提出することが必要か。

(答)

処遇改善加算等の計画書及び実績報告書の作成を法人単位で行う場合、

- ・ 法人において処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、法人における処遇改善加算等による収入額を上回ることが必要であるが、
- ・ 提出先の都道府県ごとに処遇改善計画書等を書き分けることまでは不要であり、指定権者をまたぐ複数事業所について、法人単位で一括して処遇改善計画書を作成することは可能であるが、

この取扱いについては、本補助金においても同様とする。

なお、補助金を取得する事業所は、補助金別紙様式2-2の「補助金取得予定」欄に「○」を記入し、各都道府県から、当該欄に「○」が記入され、かつ、「事業所の所在地」欄に自都道府県の名称が記載された事業所について補助金の支払い等が行われる。

<参考>

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成24年3月16日) 問226

問4 処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスを区別して記載することが必要か。

(答)

補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスを区別して様式に記載することが必要となる。

例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金別紙様式2-2「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2行に分けて記載すること。

その際、(f-1)、(f-2)、(g-1)及び(g-2)の列について、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上(介護予防サービスはゼロ又は空欄)とすることも可能であること。

<参考：記入例（補助金別紙様式2-2）>

補助金取得予定	介護保険事業所番号										指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	
	都道府県	市区町村														
1	○	●	×	●	×	●	×	●	×	●	×	A県	A県	C市	介護保険事業所名称01	特定施設入居者生活介護
2	○	●	×	●	×	●	×	●	×	●	×	A県	A県	C市	介護保険事業所名称01	介護予防特定施設入居者生活介護
3	○	×	●	×	●	×	●	×	●	×	●	B県	B県	D市	介護保険事業所名称02	短期入所生活介護
4	○	×	●	×	●	×	●	×	●	×	●	B県	B県	D市	介護保険事業所名称02	介護予防短期入所生活介護

算定する介護職員処遇改善加算の区分 (I~IIIを算定しない事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護報酬総単位数[単位]a)	1単位あたりの単価[円]b)	交付率(c)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金				
					合計をe)に表示	(f-1) ①介護職員処遇改善支援補助金の見込額 (a'×b×c×d) [円]	(f-2) ③i)介護職員の賃金改善見込額[円]	(f-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(g-1) ③ii)その他の職種の賃金改善見込額[円]
加算I	1,000,000	10.68	1.4%	令和4年2月~令和4年9月(8ヶ月)	1,196,160	600,000	450,000	600,000	400,000
加算I	0	10.68	1.4%	令和4年2月~令和4年9月(8ヶ月)	0	0	0	0	0
加算I	300,000	10.68	1.4%	令和4年2月~令和4年9月(8ヶ月)	358,848	180,000	135,000	180,000	135,000
加算I	0	10.68	1.4%	令和4年2月~令和4年9月(8ヶ月)	0	0	0	0	0

問5 A法人の運営するX事業所が、法人の吸収合併等により、B法人が令和4年4月1日から運営することになった場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについて、A法人が運営していた期間についても補助金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所を運営する法人が吸収合併等を行う場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについては、事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、以下の取扱いにより、その前後において、それぞれ補助金の対象とすることが可能である。

- ・ X事業所について、A法人の処遇改善計画書には2・3月分を、B法人の処遇改善計画書には4～9月分の計画を記入する。実績報告書についても同様の取扱いとする。

<参考>

「事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」（令和2年8月3日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

問6 A法人の運営するX事業所を別のサービスに変更した場合の取扱いについて、変更前の期間についても補助金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所の職員に変更がない等、サービス変更の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、補助金の対象とすることが可能。なお、処遇改善計画書及び実績報告書の個表には、それぞれの事業について期間を分けて2行分記載すること。

<参考：記入例（補助金別紙様式2-2）>

介護福祉事業所番号	指定種番名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分 (「一貫事業所」に該当する場合は「加算及び処遇改善加算の算定対象事業所」を記載してください)	一月あたりの介護職員処遇改善加算の単位数(単位)	1単位数あたりの単価(円)(a)	交付率(%)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金 別紙様式2-1 ②資金改善計画について				
		都道府県	市区町村								① 介護職員処遇改善支援補助金の算定額(a×b×c×d) [円]	② 介護職員処遇改善加算額 [円]	③ アップ等による資金改善額 [円]	④ その他介護職員処遇改善額 [円]	⑤ アップ等による資金改善額 [円]
11234567890	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇デイサービスセンター	通所介護	加算1	200,000	10.00	1.00	令和4年2月～令和4年3月(2ヶ月)	40,000	30,000	24,000	10,000	8,000
22345678901	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算1	200,000	10.00	1.00	令和4年4月～令和4年9月(6ヶ月)	120,000	90,000	72,000	30,000	24,000

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。また、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 交付金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る交付金の額を毎月算定・支給されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

({基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されます。
- 事業所の判断で、福祉・介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

Q2. 交付金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

③交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での交付金の配分方法は？

A3. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

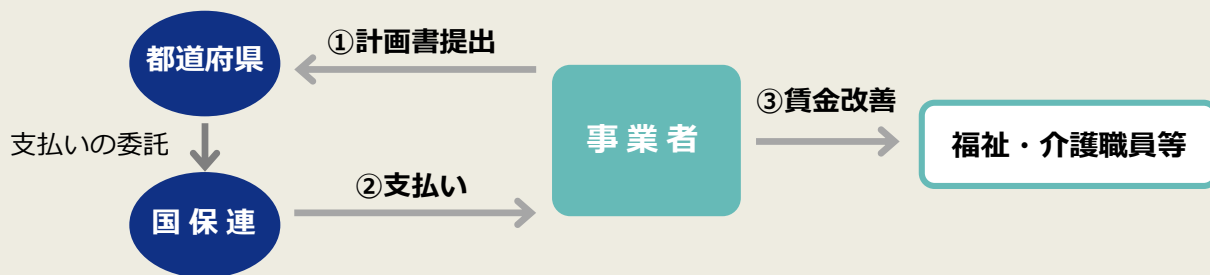
- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 交付金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。交付金は国保連が支払います。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連が交付金を事業者**に支払います。
- 報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この交付金の届出先は都道府県**です。
- 実施期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となる場合があります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 交付金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
交付金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年					令和5年
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
交付金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	交付金支払い開始		交付金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター
電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）

◎ **補助金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとの福祉・介護職員（常勤換算）に対して必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ 対象となる職種

- ・ 福祉・介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

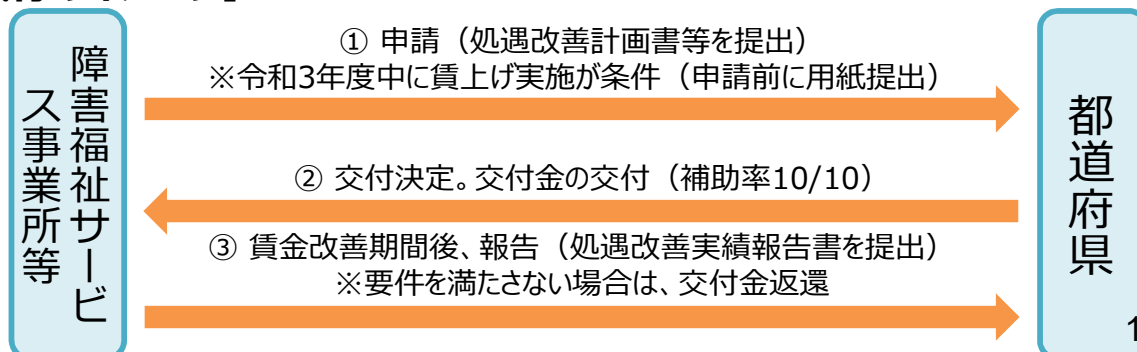
◎ 交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約414億円）。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から交付金を毎月分交付
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 取得要件について（案）

■ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること

- 今回の措置が、民間部門における春闘に向けた賃上げ議論に先んじて行われるものであること、また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「来年2月から前倒しで実施する」との趣旨を踏まえ、原則として令和4年2月から賃金改善を実施していることを、令和4年4月以降も含めた交付金の取得要件とする。
- ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行うことも可とする。
- なお、令和4年2月から賃上げを実施した旨を記載した用紙等を、2月に事業所から都道府県に提出いただくことを想定している。その後、処遇改善計画書を用いて、4月に事業所から都道府県に申請いただく予定。

■ 補助額の2／3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること

- 「収入を継続的に引き上げるための措置」とするため、補助額の2／3以上をベースアップ等に使用することを要件とする。ベースアップ等の範囲としては、「基本給」のみならず「決まって毎月支払われる手当」による賃金改善も認める。
- また、「福祉・介護職員」と「その他の職員」それぞれにおいて、賃金改善額の2／3以上がベースアップ等に充てられている必要がある。
- ただし、令和4年2・3月の引上げについては、就業規則等の改正等も考慮し、一時金等による賃金改善も認める。
- なお、この要件に伴い、処遇改善計画書及び実績報告書において、「月額賃金改善額の総額」を記載することとする。（個々人単位の賃金改善額の記載までを求めるものではない。）

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付率(案)

○ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	3.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 	1.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型） 	2.4%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	2.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	1.9%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 宿泊型自立訓練 	1.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 	3.5%

※ 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 現行の処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。今回は、報酬とは別の交付金のシステムを用いることとしているが、できる限り速やかに事業所へ交付金を交付する観点から、総報酬に上記交付率を乗じることで交付額を算出。（障害福祉サービス等種類ごとの福祉・介護職員数に応じて、月額平均9,000円相当の額を交付できるようにしている点は同様。）なお、10月以降の加算率については、引き続き調整・検討予定。

3. 看護、介護、障害福祉における処遇改善

(2) 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置(注3)を講じることとする(介護:国費150億円程度、障害福祉:国費130億円程度)。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(注4)を講じることとする。

なお、令和5年度において追加で必要となる所要額(介護:国費210億円程度、障害福祉:国費180億円程度)については、介護は社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、障害福祉は被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保する。

(注3) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

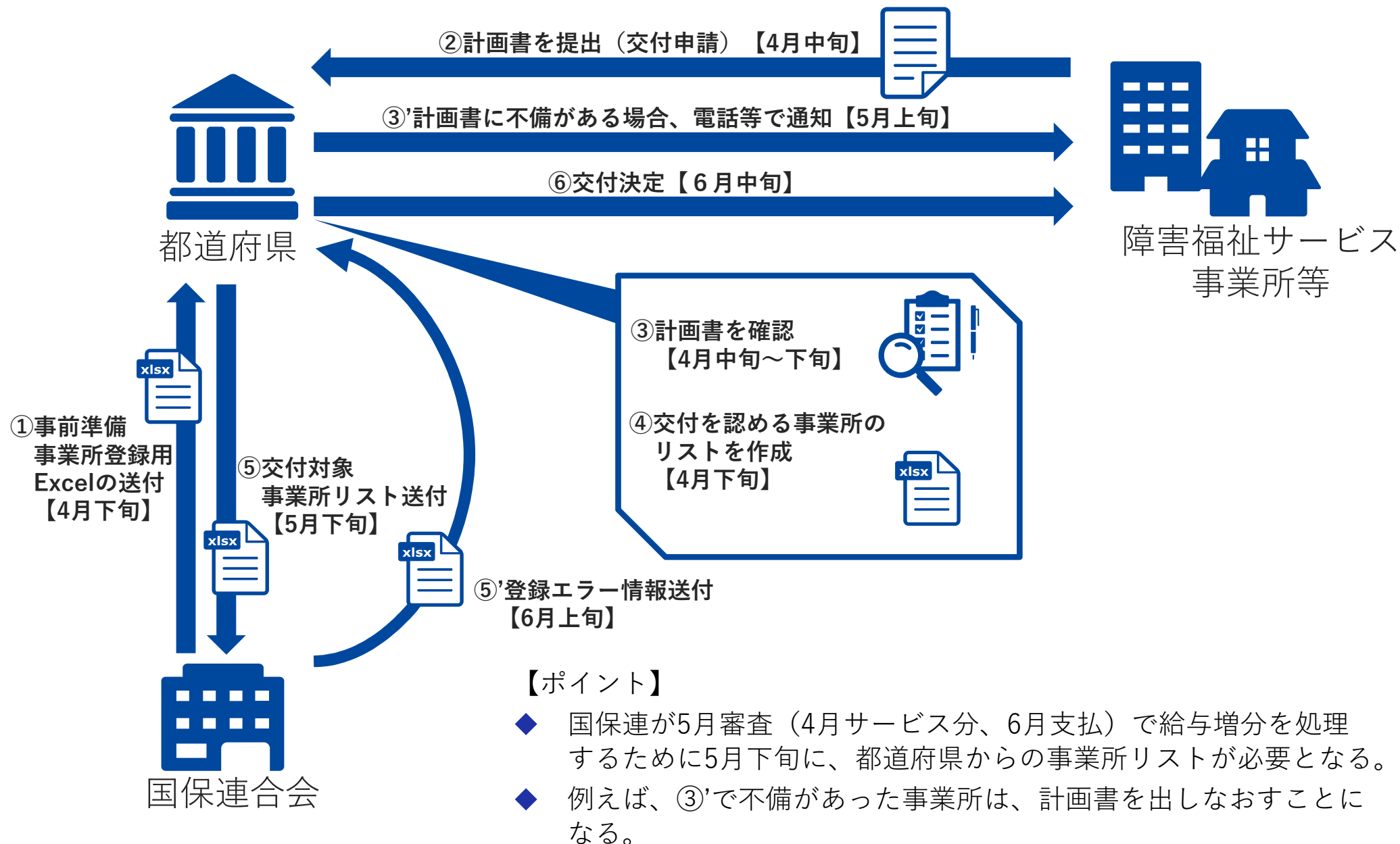
(注4) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

標準的なモデルにおける申請から交付までの事務の流れと実施者

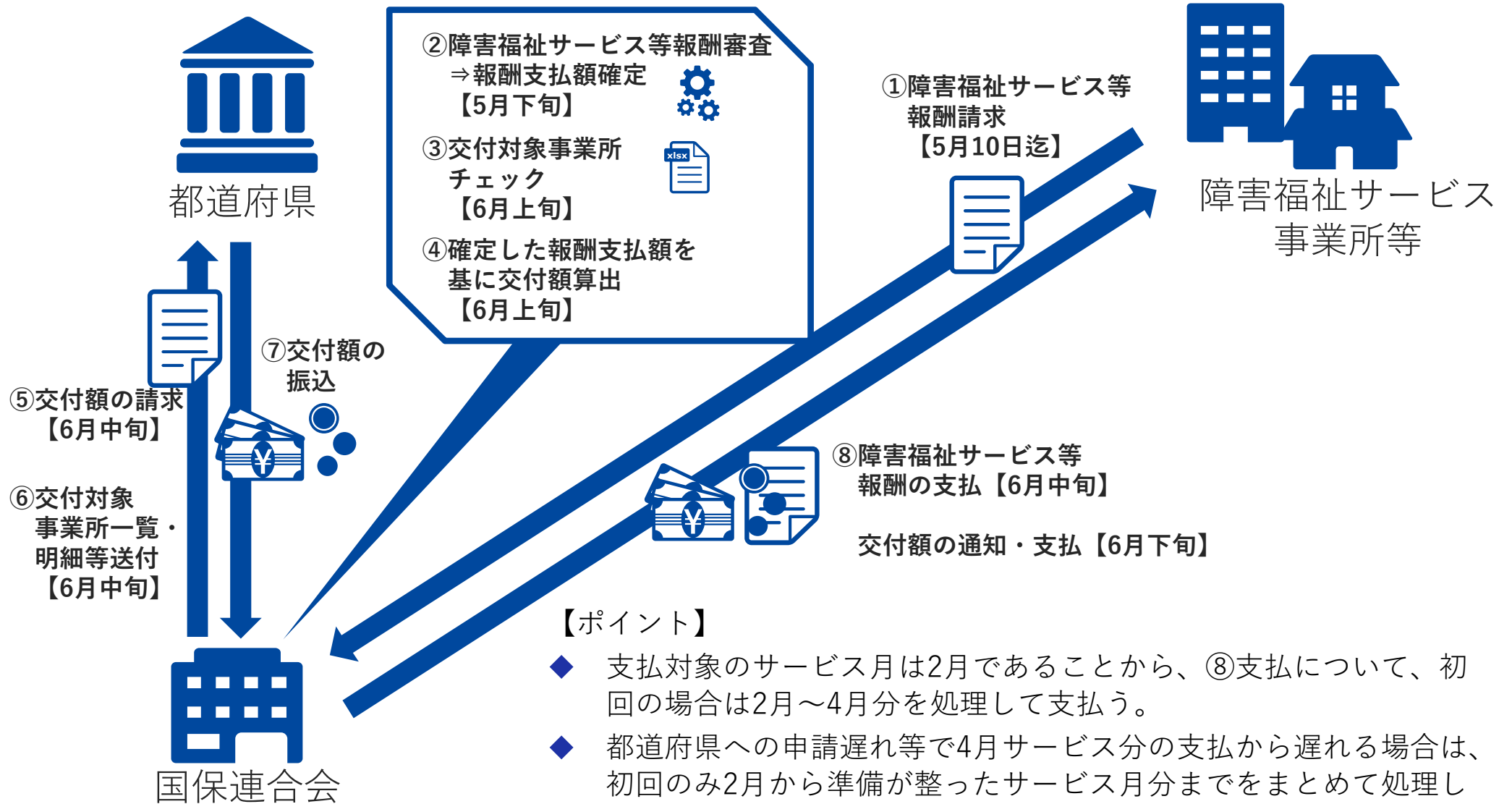
業務内容	申請受付 (※1・2)			交付額算出 (※3)	振込 (※4)	
	受付	計画書確認	リスト作成		振込	交付額の通知
実施者	都道府県			国保連	国保連	

- (※1) 令和4年2月に、同月から賃上げを実施した旨を記載した用紙等を事業所・施設から都道府県に提出。
- (※2) 令和4年4月に、賃金改善に係る計画書を事業所・施設から都道府県に提出。
- (※3) 毎月の障害福祉サービス等報酬審査において報酬支払額が確定した後、都道府県から送付された交付対象事業所リストに基づき、当該報酬支払額と、各サービスごとに設定された交付率を用いて補助金の交付額を算出する。
- (※4) 令和4年2月・3月分については、4月分の支払いの際（6月）に2月～4月分を一括で支払う。

事務フロー案①（事前準備・計画書提出・事業所リスト送付）



事務フロー案②（障害福祉サービス等報酬請求・支払）（6月支払いの例）



※保険者に対する
障害福祉サービス等報酬の請求フローは省略

想定されるスケジュール例

事業開始までのスケジュール（例）

都道府県ごとに異なることに留意

- 1月11日（火） 都道府県担当者向け説明会
- 1月中 厚労省より、実施要綱案等を提示 ⇒ 国から都道府県に対して、予算の国庫補助協議
- 2月 障害福祉サービス事業所等において職員の収入引上げ開始
国保連との調整終了後、国から都道府県に対して、国保連への委託契約書のひな形・申請様式等を提示
国から都道府県に対して、予算の内示予定額を提示 ⇒ 都道府県における予算措置
- 4月 厚労省において予算を繰越。交付要綱、実施要綱、内示通知の発出
⇒ 都道府県から国に対して交付申請
障害福祉サービス事業所等から都道府県に対して、賃金改善計画書を提出
- 5月 都道府県から国保連に対して、交付対象事業所リストを送付
- 6月 都道府県から障害福祉サービス事業所等に対して、交付決定
国保連において、交付額の算出 ⇒ 障害福祉サービス事業所等に対して、補助金の支払い
(以降、9月サービス分（11月支払い）まで対応)

別紙

令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業 （令和3年度補正予算分）実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 賃金改善の対象

本事業の対象は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に勤務する福祉・介護職員とする。また、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（※1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

※1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「障害児通所支援の人員基準」という。）に規定する、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

※2 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

※3 上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」(賃金向上達成指導員配置加算)
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」(目標工賃達成指導員配置加算)
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」(児童指導員等加配加算におけるその他の従業者)

4 事業内容

令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

5 交付額

交付額 = $a \times b$ (1円未満の端数切り捨て)

- a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))。また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。)
- b サービス別交付率(別紙1表1)

6 賃金改善の要件

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)は、交付額に相当する福祉・介護職員等の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

原則として、障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3

月分については、この限りではない。

7 その他

(1) 令和4年2月分から賃金改善を行った旨の報告

障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を行った旨を、令和4年2月末日までに都道府県知事に報告すること。

(2) 計画書の作成

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）を、次の一から五までに掲げる事項について、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により作成し、令和4年4月15日までに都道府県知事に提出すること。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額

賃金改善実施期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額をいう。

a 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額

b 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額。なお、これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額を推定するものとする。

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

四 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

五 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により実施される賃金改善の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

(3) 実績報告書等の作成

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の一から三までに掲げる事項について、別紙様式 3-1 及び別紙様式 3-2 により作成し、令和 5 年 1 月末日までに都道府県知事に提出し、2 年間保存することとする。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

二 賃金改善所要額

各障害福祉サービス事業者等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（a の額から b の額を差し引いた額をいう。）であって、一の額以上の額を記載する。

a 福祉・介護職員とその他の職員毎に支給した賃金の総額

b 前年度の賃金の総額（7（2）ニ b の額）

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

（4）届出内容を証明する資料の保管及び提示

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（5）都道府県知事への変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から③までに定める事項を記載した変更の届出を行う。

① 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

② 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式 2-1 の 2 及び別紙様式 2-2

③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

(6) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（6）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式4の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。

- ① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業者等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 福祉・介護職員（その他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。（以下この（6）において同じ。））の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

8 留意事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の停止

都道府県知事は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が①又は②に該当する場合は、既に交付された福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該施設・事業所の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

- ① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら7（6）の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合
- ② 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

(2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付要件の周知・確認等

都道府県は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）の交付要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

① 賃金改善方法の周知について

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の届出を行った障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関す

る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

② 計画書等について

都道府県が障害福祉サービス事業者等から計画書を受け取る際は福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の「見込額」と「賃金改善の見込額」を、実績報告書を受け取る際は福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の「交付総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。また、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられていることについても、同様に確認すること。

③ 労働法規の順守について

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

(3) 様式の取扱い

処遇改善加算等と同様、様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

① 別紙様式は、原則として、都道府県において変更を加えないこと。

② 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての障害福祉サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。

③ 別紙様式について押印は要しないこと。

(4) その他

① 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。

③ 障害福祉サービス事業者等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

④ この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に通知する「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（令和3年度補正予算分）交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

⑤ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議の上、決定する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援 A 型	1.3%
就労継続支援 B 型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

福祉・介護職員処遇改善支援補助金(福祉・介護職員処遇改善計画書/福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

- 次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。
- ・提出先に関する情報
- ・基本情報
- ・加算及び交付金対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート及び各様式)
以下の分類に従い、色付きセルに必要事項を入力してください。

	処遇改善加算・特定加算の・交付金に共通して必要な情報 入力セル
	処遇改善加算・特定加算に共通して必要な情報(交付金取得には不要) 入力セル
	交付金の取得に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善支援交付金(処遇改善加算・特定加算)の届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先	
-----	--

2 基本情報

⇒下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

法人名	フリガナ										
	名称										
法人住所	〒										
	住所1(番地・住居番号まで)										
	住所2(建物名等)										
法人代表者	職名										
	氏名										
書類作成担当者	フリガナ										
	氏名										
連絡先	電話番号										
	FAX番号										
	e-mail										

3 加算・交付金対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1及び別紙2-2に反映されます。

※ 「一月あたり福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を除く)」には、前年1月から12月までの1年間の福祉サービス等報酬総額(各種加算減算を含む。ただし、処遇改善加算及び特定加算は除く。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な報酬額として見込まれるもの)を記載すること。
「一月あたり福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む)」には、前年1月から12月までの1年間の福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む、各種加算減算を含む。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月当たりの福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を除く) [円]	一月当たりの福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む) [円]
			都道府県	市区町村				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

1 基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒				
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額	0	円	
②賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)	0	円	< ×
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)		円	
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】		円	
③ベースアップ等による賃金改善の見込額			要件 II
i) 福祉・介護職員の賃金改善見込額	0	円	< ×
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	0	円	
(一月あたり)	0	円	
ii) その他の職員の賃金改善見込額	0	円	< ×
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	0	円	
(一月あたり)	0	円	
④ 交付金による賃金改善実施期間	令和4年 2 月 ~ 月		

【記入上の注意】

- ・ ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	手当(新設)	手当(既存の増額)	賞与
				その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()			
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届出しています。	—
<input type="checkbox"/> 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善支援助金計画書(施設・事業所別個表)

法人名

2① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 別紙様式2-1 2賃金改善計画について				
																				①福祉・介護 職員処遇改善 臨時特例交付 金の見込額 (f×g×h) [円]	③ i) 福祉・介護 職員の賃 金改善額 [円]	ベースアッ プ等による 賃金改善 額[円]	③ ii) その他職 種の賃金 改善額 [円]	ベースアッ プ等による 賃金改善 額[円]
障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分(Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は交付金を取得できません)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額 [円](f) (処遇改善加算及び特定加算の額を含みません)	交付率 (g)	交付対象月(h)															
都道府県	市区町村								令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
1								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
2								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
3								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
4								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
5								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
6								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
7								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
8								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
9								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
10								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
11								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
12								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
13								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
14								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
15								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
16								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
17								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
18								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
19								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															
20								#N/A	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)															

○賃金改善全般について

問1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

(答)

毎月ごとに賃金改善額が交付額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月分及び3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。

ただし、賃金改善実施期間全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

問2 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

(答)

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。

○ベースアップ等に係る要件について

問3 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

(答)

本交付金については、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

問4 ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、交付金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

(答)

貴見のとおり。

問5 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。

問6 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

問7 ベースアップ等に係る要件については、「福祉・介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問8 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、福祉・介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

問9 賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

(答)

賃金改善実施期間全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

問 10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

(答)

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問 11 就業規則等の改正が間に合わず、本年4月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は本交付金の対象外となるのか。

(答)

貴見のとおり。

○その他の要件について

問 12 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職員の取扱いについては、2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和元年7月29日) 問11を参照されたい。

なお、その他の職員にも配分を行う場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

問 13 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

令和4年2月サービス提供分以降について算定している必要があり、令和4年2月サービス提供分について同加算を算定していない事業所については、本交付金の対象とはならない。

○処遇改善計画書・実績報告書について

問 14 令和4年2月分及び3月分のベースアップ等について、処遇改善計画書にどのように記入すればよいか。

(答)

ベースアップ等に係る要件については、賃金改善実施期間全体で満たしていればよいため、令和4年2月分及び3月分に限った記載を求めることはしていない。

問 15 処遇改善計画書の「福祉・介護職員等の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 16 事業計画書の提出期限は令和4年4月15日、実績報告書の提出期限は令和5年1月31日となっているが、それぞれの提出開始時期はいつ頃を想定しているのか。

(答)

提出開始時期については、各都道府県において適切に設定されたい。

問 17 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の福祉・介護職員等が入替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

(答)

2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和2年3月31日) 問2及び福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ&A (令和3年3月29日) 問14を参照されたい。

○その他

問 18 賃金改善開始月に、都道府県に対して賃金改善開始の報告様式を提出するのはなぜか。

(答)

当該報告については、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、令和4年4月15日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしている。

そのため、原則として令和4年2月末日までの報告を求めているが、

- ・ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末日までの報告とすること
- ・ また、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこととする。

問 19 交付額の算出に用いる総報酬には、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算分を含めたものか。

(答)

貴見のとおり。

問 20 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施することが要件とされており、本年4月以降に新規開設する事業所は令和4年2・3月分の賃金改善を行うことができないが、本交付金の対象となるか。

(答)

本年4月以降に新規開設する事業所については、その他の要件を満たす場合には、本交付金の対象となる。

問 21 障害者支援施設が行う日中活動系サービスの交付率は、福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いと異なり、各サービスと同じ交付率を適用することとなるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 22 以下の①から③に該当する事業所について、本交付金の対象となるか。

- ① 令和4年2月分の賃金改善を実施したが、同年3月に事業所を休廃止した場合
- ② 令和4年2月分から4月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出したが、同年4月末に事業所を休廃止した場合
- ③ 令和4年2月分から5月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出し、同年5月に交付決定が行われたが、同年5月末に事業所を休廃止した場合

(答)

①の場合は、交付申請時に事業所が存在しない、又は休止中のため、対象とならない。

また、②及び③の場合は、当該事業所に実績報告書の提出を求め、本交付金の支給要件を満たすことが確認できた場合には、対象となる。

問 23 令和4年3月分から本交付金の対象とすることは可能か。

(答)

令和4年2月分から賃金改善を行うことや、令和4年2月サービス提供分以降について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること等の要件を満たさない場合には、本交付金の対象とはならない。

○都道府県の事務等について

問 24 事業者から本交付金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答)

本交付金は、全額を福祉・介護職員等の賃金に充てることを支給の要件としている交付金であり、債権譲渡することは適当ではない。

このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本交付金の支払いについては、都道府県にてご対応いただきたい。

問 25 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。

(答)

交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整いただきたい。

問 26 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、交付金の支払・返還をどのようにすべきか。

(答)

月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする」としているところ。

また、月遅れ請求等により、

- ・ 事後的に報酬が増額した場合
 - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、交付金額の調整は国保連合会において対応がされる。

なお、

- ・ 事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合
- については、交付対象期間全体でみたときに交付金額が適正なものとなるよう、都道府県に個別にご対応いただく必要がある。

問 27 事業所に対する交付決定について、処遇改善計画書の「2①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」の額に基づき交付決定を行うこととしてよいか。

(答)

お示しいただいた方法を想定しているが、都道府県と事業所との事務処理については、各都道府県の財政担当部局と調整の上ご対応いただきたい。

なお、国保連合会から事業者を支払われる交付金額は、月ごとの確定した障害福祉サービス等報酬に交付率を乗じたものであり、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」そのものが支払われるものではない。

問 28 市町村が指定権者である事業所についても、本交付金については都道府県が対応する必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問 29 国保連合会に委託を行うか否かについては、各都道府県の判断と解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 30 令和4年2月分から9月分までの交付金全額をまとめて6月に事業所に対して支払い、実績報告書提出後に精算する取扱いは可能か。

(答)

毎月の障害福祉サービス等報酬に基づいて交付金額が決まるため、交付金の支払いは毎月行うことが適当と考えられる。

問1 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該改善分をベースアップ等による賃金改善として取り扱うことは可能か。

（答）

令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合においても、当該対応が、単に就業規則等の改定がなされていないことのみの違いであるなど、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない。

<例>

4月以降のベースアップ等による賃金改善額の平均が毎月7,000円であって、2月分及び3月分の一時金による賃金改善が18,000円である場合、ベースアップ等による賃金改善分に含めることが可能なのは、2か月分の14,000円（7,000円×2）までとなる。

問2 本事業における交付金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項により、認められるか。

（答）

地方自治法施行令第161条第1項第12号に規定する「非常災害のため即時支払を必要とする経費」に該当するものとして認められる。

なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みである。

問3 都道府県内に所在する障害児入所施設等において、他の措置権者による障害児施設措置費対象児童がいる場合、当該児童分の交付金に係る計画書の提出等はどのような整理となるか。

（答）

以下のような整理により対応することとなる。なお、措置権者が市となる場合は、当該市と連携をとってご対応いただきたい。

施設所在地	入所児童の措置権者	計画書の提出	交付金の支払い
A都道府県	A都道府県	A都道府県	A都道府県
A都道府県	A都道府県内のa市	A都道府県	A都道府県
A都道府県	B都道府県	B都道府県	B都道府県
A都道府県	B都道府県内のb市	B都道府県	B都道府県

問1 前年度に通常よりも多く賞与を支払った等の理由により、前年度の賃金の総額(基準額)が例年よりも高くなり、本交付金による賃金改善を行っても前年度からの賃金の増加額が交付金の額を上回らない場合、本交付金の申請はできないのか。

(答)

前年度の賃金の総額については、令和3年2月から9月までの8か月間の賃金の総額を記載することとしているが、これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定することとしている。

また、福祉・介護職員処遇改善加算等においては、独自の賃金改善の具体的な取組内容と算定根拠を記載することで、前年度の福祉・介護職員の賃金の総額から独自の賃金改善額を控除することを可能としている。

そのため、前年度に通常よりも多く賞与を支払っていた等の理由により、前年度の賃金の総額(基準額)が例年よりも高くなり、前年度からの賃金の増加額が交付金の額を上回らなかった場合、処遇改善加算等の計画書を本交付金の計画書とあわせて提出することで、処遇改善加算等において控除された独自の賃金改善額や、その取組内容及び算定根拠を明らかにすることにより、本交付金における基準額についても、処遇改善加算等の計画書における独自の賃金改善額と同額を控除して推定することが可能である。

問2 休止していた事業所が令和4年2月から9月の間に再開した場合、本交付金を申請することは可能か。

(答)

新規開設事業所と同様に(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A(令和4年2月2日)問20参照)、要件を満たす場合には本交付金の対象となる。

なお、休止前に本交付金を受けていた場合は、休止前と再開後それぞれの期間について計画書及び実績報告書の提出が必要であり、事業所が休止する場合の取扱いについては「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A(令和4年2月2日)」問22も参照されたい。

問3 都道府県の圏域を超えて所在する複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業所等が、法人で一括して処遇改善臨時特例交付金計画書及び処遇改善臨時特例交付金実績報告書を作成する際、当該都道府県ごとに別個の計画書等を作成し提出することが必要か。

(答)

処遇改善加算等の計画書及び実績報告書の作成を法人単位で行う場合、

- ・ 法人において処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、法人における処遇改善加算等による収入額を上回ることが必要であるが、
 - ・ 提出先の都道府県ごとに処遇改善計画書等を書き分けることまでは不要であり、指定権者をまたぐ複数事業所について、法人単位で一括して処遇改善計画書を作成することは可能であるが、
- この取扱いについては、本交付金においても同様とする。

なお、交付金を取得する事業所は、交付金別紙様式2-2の「交付金取得予定」欄に「○」を記入し、各都道府県から、当該欄に「○」が記入され、かつ、「事業所の所在地」欄に自都道府県の名称が記載された事業所について交付金の支払い等が行われる。

<参考>

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日)
問22

問4 A法人の運営するX事業所が、法人の吸収合併等により、B法人が令和4年4月1日から運営することになった場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについて、A法人が運営していた期間についても交付金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所を運営する法人が吸収合併等を行う場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについては、事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、以下の取扱いにより、その前後において、それぞれ交付金の対象とすることが可能である。

- ・ X事業所について、A法人の処遇改善計画書には2・3月分を、B法人の処遇改善計画書には4～9月分の計画を記入する。実績報告書についても同様の取扱いとする。

問5 A法人の運営するX事業所を別のサービスに変更した場合の取扱いについて、変更前の期間についても交付金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所の職員に変更がない等、サービス変更の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、交付金の対象とすることが可能。なお、処遇改善計画書及び実績報告書の個表には、それぞれの事業について期間を分けて2行分記載すること。

<参考：記入例（交付金別紙様式2-2）>

交付金取得予定	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員 処遇改善加算の区分 【1-2-1-1 本所は交付 金受取 事業所 （※）】	一月あたり 障害福祉 サービス等 報酬総額 【円】 【※】	交付率 【%】	交付対象月(h)	福祉・介護職員処遇改善臨時特別交付金				
			都道府県	市区町村							合計を(h)に表す	(g-1) 障害福祉 サービス等 による 資金改善 額【円】	(g-2) 障害福祉 サービス等 による 資金改善 額【円】	(g-1) 障害福祉 サービス等 による 資金改善 額【円】	(g-2) 障害福祉 サービス等 による 資金改善 額【円】
1	01234567890	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇ケアサービス	居宅介護	加算1	2,000,000	3.6%	令和4年2月～令和4年3月(2ヶ月)	144,000	108,000	84,400	34,000	28,800
2	02345678901	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇ケアサービス	同行支援	加算1	2,000,000	3.6%	令和4年4月～令和4年9月(6ヶ月)	432,000	324,000	259,200	108,000	84,400



令和4年2月から 教育・保育の現場で働く方々の 収入の引上げに必要な費用を補助します

施設・事業所が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるために必要な補助を実施します。

対象施設

保育所・幼稚園・認定こども園・
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・
事業所内保育事業・特例保育を行う施設

公立の施設・事業所も対象となります

私学助成を受ける幼稚園は文部科学省事業による補助となります

補助内容

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための費用を補助
（補助額は公定価格上の職員の配置基準を基に算定）

施設・事業所での実際の職員配置状況などにより、1人当たりの引上げ額が月額9,000円を下回る場合があります

令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定分（0.9%）も上乗せして補助します

補助要件

- 補助額の全額を賃金改善に充てること
- 賃金改善について最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこと
令和3年人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定価格の減額改定（0.9%）を反映しない賃金水準に基づいて賃金改善を行う必要があります
- 賃金改善の計画書・実績報告書を市町村に提出すること

事業の詳細については、以下の内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>



よくある質問・
問合せ先は裏面へ

<よくある質問と答えについてまとめました>

1 今回の補助事業が終了した後の扱いはどのようになるのでしょうか

- 1 今回の補助事業の実施期間は令和4年2月から9月までですが、令和4年10月以降も、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を継続します。

2 処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか

- 1 調理員や栄養士、事務職員など、施設・事業所に勤務する全ての職員が対象となります。ただし、法人役員を兼務する施設長や、延長保育・預かり保育などの通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりませんのでご注意ください。

3 処遇改善の対象には、非常勤職員や派遣職員も含まれますか

- 1 非常勤職員も対象となります。派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて処遇改善が確実に行われることを確認する必要があります。

4 賃金改善の額は、全ての職員について一律同額とする必要があるのでしょうか

- 1 個々の職員の賃金改善について必ずしも一律同額とする必要はなく、事業者が各施設・事業所の状況を踏まえて判断することも可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏った賃金改善が行われるといった状況とならないよう留意する必要があります。

5 令和3年人事院勧告に伴い、令和4年4月から公定価格が減額改定される予定とのことですが、今回の補助事業との関係はどうなるのでしょうか

- 1 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、令和4年4月から公定価格を減額改定（0.9%）する予定ですが、今回の補助事業では収入を3%程度引き上げるために、令和4年4月から9月までの間、当該減額分を上乗せして補助します。
- 1 令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応する予定です。

6 賃金改善はいつから行う必要がありますか

- 1 令和4年2月から実際に賃金改善を行うことを補助要件としています。

7 賃金改善額全体の3分の2以上を基本給または毎月決まって支払われる手当に充てることとされていますが、2月から賃金規程を改正する必要がありますか

- 1 賃金規程の改正には一定の時間が必要となることを考慮して、令和4年2・3月分については、一時金により支給することも可能としています。また、令和4年2・3月分を、3月にまとめて支給することも可能です。この場合でも、令和4年4月以降は基本給または毎月決まって支払われる手当による賃金改善が必要です。

【お問合せ先】 内閣府処遇改善臨時特例事業コールセンター 令和4年1月14日～3月末（予定）

0120-539-199（平日9:00～18:30）（おかけ間違いにはご注意ください）

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算（国10/10）により令和4年2月から9月の間公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し（注）により同様の措置を講じる（国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）。

（注）公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

※公立の施設・事業所含む。

・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<資金の流れ>



府子本第 1203 号
令和 3 年 12 月 23 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を来年 2 月から前倒しで実施する」とされたことを踏まえ、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 処遇改善の対象

本事業の対象は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設（以下「教育・保育施設等」という。）に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）とする。

4. 事業内容

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）を教育・保育施設等に対して補助する。

5. 賃金改善等の要件

(1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

6. 補助額の算定

補助額は、施設・事業所ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別に定める年齢区分別の補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

※ 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※ 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

7. 事業実施手続

- (1) 教育・保育施設等は、事業開始に当たって施設・事業所の所在する市町村に対して事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。
- (2) 教育・保育施設等は、本事業の終了後、事業実績報告書（別紙様式2）を市町村に提出し、市町村の確認を受けることとする。

8. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、教育・保育施設等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 本事業による賃金改善については、公定価格における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

(3) 補助額（賃金改善部分に限る。）については、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善に充てることができる。

(4) 教育・保育施設等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、あらかじめ概算により支払うことも差し支えない。

9. 経費の負担

本事業の実施に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 3 内閣総理大臣(以下「大臣」という。)は、以下の事業を実施するための経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。

交付対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日付け府子本第1203号)に基づく事業

- (2) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業

市町村が行う「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日付け子発1223第1号)に基づく事業

- (3) 実施円滑化事業

(1)及び(2)の事業の実施を円滑に進めるため、都道府県及び市町村において必要となる事務及びシステム改修等に対して補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 交付金の交付額は、次により算定された額とする。
 - (1) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請手続)

5 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(2)により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長の場合

市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

6 都道府県知事及び市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に準じて、別に定める日までに大臣に提出して行うものとする。

(交付決定)

7 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 3の(3)(都道府県が行うものに限る。)の事業に係る交付金の交付決定又は決定の変更は、交付申請書又は変更交付申請書(以下「交付申請書等」という。)が到達した日から起算して原則として1か月以内に大臣が行うものとする。

(2) 3の(1)、(2)及び(3)(市町村が行うものに限る。)の事業に係る交付金の交付決定又は決定の変更は、次により行うものとする。

ア 大臣は、交付申請書等が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定又は決定の変更を行うものとする。

イ 都道府県知事は、大臣から交付決定の通知の依頼があったときは、別紙様式3により、決定の変更の通知の依頼があったときは、別紙様式4により、市町村に対し、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

(事業の中止又は廃止)

8 都道府県知事等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

9 都道府県知事等は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

- 10 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

- 11 大臣は、交付金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、令和4年4月10日(8により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに、大臣に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(2)により、市町村長から事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは取りまとめの上、別紙様式5に関係書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長の場合

市町村長は、別紙様式6による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

- 13 交付金の額の確定の通知は、次により行うものとする。

(1) 12の(1)による交付金の額の確定の通知は、大臣が行うものとする。

(2) 12の(2)の場合について、都道府県知事は、市町村に係る交付金について、大臣から交付額の確定通知依頼があったときは、市町村長に対し、別紙様式7により速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 14 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

- 15 事業実績報告の訂正は、大臣が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合に行うものとし、12に定める報告手続に準じて、速やかに大臣に提出して行うものとする。

(財産の管理等)

- 16 都道府県知事等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 17 都道府県知事等は、事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

都道府県知事等は、大臣が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 18 都道府県知事等は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 8 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

- 19 都道府県知事等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 9 により速やかに大臣に報告しなければならない。

大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(その他)

- 20 特別の事情により、4、5、6、12 及び 15 に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育士等処遇改善臨時特例交付金	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>1. 賃金改善部分 補助基準額（別添） ×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※） ×事業実施月数</p> <p>2. 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（別添） ×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※） ×事業実施月数</p> <p>※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p>	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10/10
	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	<p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数（※） ×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で放課後児童クラブに</p>	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10/10

		勤務している職員により算出すること。ただし、3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。		
	実施円滑化事業	1. 都道府県分 1自治体当たり 500,000円 2. 市区町村分 (1) 指定都市 1自治体当たり 10,000,000円 (2) 中核市・特別区 1自治体当たり 2,500,000円 (3) 市 1自治体当たり 500,000円 (4) 町村 1自治体当たり 300,000円	実施円滑化事業の実施に必要な経費	10/10

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,320円
		3歳児	4,840円	1,540円
		満3歳児	5,530円	1,830円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	660円
		3歳児	3,080円	880円
		満3歳児	3,770円	1,170円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	580円
		3歳児	2,330円	800円
		満3歳児	3,010円	1,090円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	560円
		3歳児	2,140円	780円
		満3歳児	2,830円	1,070円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	760円
		3歳児	2,070円	980円
		満3歳児	2,760円	1,260円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	390円
		3歳児	1,820円	610円
		満3歳児	2,510円	890円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	460円
		3歳児	1,650円	680円
		満3歳児	2,340円	960円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	300円
		3歳児	1,560円	520円
		満3歳児	2,250円	810円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	470円
		3歳児	1,460円	690円
		満3歳児	2,150円	970円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	270円
		3歳児	1,400円	490円
		満3歳児	2,090円	780円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	240円	
	3歳児	1,340円	460円	
	満3歳児	2,030円	750円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	230円	
	3歳児	1,260円	450円	
	満3歳児	1,940円	730円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	210円	
	3歳児	1,200円	430円	
	満3歳児	1,880円	710円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	410円	
	3歳児	1,150円	630円	
	満3歳児	1,840円	910円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	210円	
	3歳児	1,120円	430円	
	満3歳児	1,800円	720円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	180円	
	3歳児	1,090円	520円	
	満3歳児	1,780円	810円	
301人 以上	4歳以上児	640円	170円	
	3歳児	1,030円	390円	
	満3歳児	1,720円	670円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
16/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,160円
		3歳児	4,840円	1,410円
		満3歳児	5,530円	1,630円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	630円
		3歳児	3,080円	760円
		満3歳児	3,770円	970円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	460円
		3歳児	2,330円	710円
		満3歳児	3,010円	920円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	440円
		3歳児	2,140円	570円
		満3歳児	2,830円	790円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	450円
		3歳児	2,070円	580円
		満3歳児	2,760円	800円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	370円
		3歳児	1,820円	510円
		満3歳児	2,510円	720円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	460円
		3歳児	1,650円	480円
		満3歳児	2,340円	690円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	300円
		3歳児	1,560円	550円
		満3歳児	2,250円	770円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	270円
		3歳児	1,460円	400円
		満3歳児	2,150円	610円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	380円
		3歳児	1,400円	390円
		満3歳児	2,090円	610円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	230円	
	3歳児	1,340円	360円	
	満3歳児	2,030円	580円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	360円	
	3歳児	1,260円	370円	
	満3歳児	1,940円	590円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	210円	
	3歳児	1,200円	340円	
	満3歳児	1,880円	560円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	200円	
	3歳児	1,150円	330円	
	満3歳児	1,840円	550円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	300円	
	3歳児	1,120円	310円	
	満3歳児	1,800円	530円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	180円	
	3歳児	1,090円	310円	
	満3歳児	1,780円	530円	
301人 以上	4歳以上児	640円	160円	
	3歳児	1,030円	290円	
	満3歳児	1,720円	500円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,160円
		3歳児	4,840円	1,280円
		満3歳児	5,530円	1,540円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	750円
		3歳児	3,080円	870円
		満3歳児	3,770円	1,130円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	570円
		3歳児	2,330円	560円
		満3歳児	3,010円	830円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	420円
		3歳児	2,140円	660円
		満3歳児	2,830円	920円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	440円
		3歳児	2,070円	670円
		満3歳児	2,760円	940円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	370円
		3歳児	1,820円	610円
		満3歳児	2,510円	870円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	330円
		3歳児	1,650円	440円
		満3歳児	2,340円	710円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	400円
		3歳児	1,560円	400円
		満3歳児	2,250円	670円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	270円
		3歳児	1,460円	500円
		満3歳児	2,150円	770円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	270円
		3歳児	1,400円	380円
		満3歳児	2,090円	650円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	260円	
	3歳児	1,340円	370円	
	満3歳児	2,030円	640円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	220円	
	3歳児	1,260円	330円	
	満3歳児	1,940円	600円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	210円	
	3歳児	1,200円	320円	
	満3歳児	1,880円	590円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	190円	
	3歳児	1,150円	300円	
	満3歳児	1,840円	570円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	190円	
	3歳児	1,120円	310円	
	満3歳児	1,800円	570円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	190円	
	3歳児	1,090円	430円	
	満3歳児	1,780円	690円	
301人 以上	4歳以上児	640円	160円	
	3歳児	1,030円	390円	
	満3歳児	1,720円	660円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
12/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,250円
		3歳児	4,840円	1,370円
		満3歳児	5,530円	1,630円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	720円
		3歳児	3,080円	950円
		満3歳児	3,770円	1,220円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	560円
		3歳児	2,330円	550円
		満3歳児	3,010円	810円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	640円
		3歳児	2,140円	640円
		満3歳児	2,830円	900円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	430円
		3歳児	2,070円	660円
		満3歳児	2,760円	920円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	570円
		3歳児	1,820円	680円
		満3歳児	2,510円	940円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	530円
		3歳児	1,650円	640円
		満3歳児	2,340円	900円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	290円
		3歳児	1,560円	520円
		満3歳児	2,250円	790円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	270円
		3歳児	1,460円	500円
		満3歳児	2,150円	770円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	270円
		3歳児	1,400円	380円
		満3歳児	2,090円	640円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	570円	
	3歳児	1,340円	560円	
	満3歳児	2,030円	830円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	220円	
	3歳児	1,260円	330円	
	満3歳児	1,940円	600円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	330円	
	3歳児	1,200円	320円	
	満3歳児	1,880円	580円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	200円	
	3歳児	1,150円	320円	
	満3歳児	1,840円	580円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	210円	
	3歳児	1,120円	320円	
	満3歳児	1,800円	590円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	180円	
	3歳児	1,090円	290円	
	満3歳児	1,780円	550円	
301人 以上	4歳以上児	640円	280円	
	3歳児	1,030円	270円	
	満3歳児	1,720円	540円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
10/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,000円
		3歳児	4,840円	1,230円
		満3歳児	5,530円	1,430円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	610円
		3歳児	3,080円	840円
		満3歳児	3,770円	1,040円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	430円
		3歳児	2,330円	540円
		満3歳児	3,010円	740円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	410円
		3歳児	2,140円	650円
		満3歳児	2,830円	840円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	410円
		3歳児	2,070円	520円
		満3歳児	2,760円	720円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	360円
		3歳児	1,820円	600円
		満3歳児	2,510円	790円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	310円
		3歳児	1,650円	420円
		満3歳児	2,340円	620円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	410円
		3歳児	1,560円	400円
		満3歳児	2,250円	600円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	260円
		3歳児	1,460円	370円
		満3歳児	2,150円	570円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	250円
		3歳児	1,400円	480円
		満3歳児	2,090円	680円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	240円	
	3歳児	1,340円	480円	
	満3歳児	2,030円	670円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	210円	
	3歳児	1,260円	320円	
	満3歳児	1,940円	520円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	210円	
	3歳児	1,200円	440円	
	満3歳児	1,880円	640円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	200円	
	3歳児	1,150円	440円	
	満3歳児	1,840円	630円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	300円	
	3歳児	1,120円	290円	
	満3歳児	1,800円	490円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	180円	
	3歳児	1,090円	290円	
	満3歳児	1,780円	490円	
301人 以上	4歳以上児	640円	160円	
	3歳児	1,030円	390円	
	満3歳児	1,720円	590円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
6/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,100円
		3歳児	4,840円	1,210円
		満3歳児	5,530円	1,410円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	580円
		3歳児	3,080円	810円
		満3歳児	3,770円	1,010円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	420円
		3歳児	2,330円	660円
		満3歳児	3,010円	850円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	510円
		3歳児	2,140円	630円
		満3歳児	2,830円	820円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	400円
		3歳児	2,070円	510円
		満3歳児	2,760円	710円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	340円
		3歳児	1,820円	450円
		満3歳児	2,510円	650円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	300円
		3歳児	1,650円	410円
		満3歳児	2,340円	610円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	410円
		3歳児	1,560円	520円
		満3歳児	2,250円	720円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	250円
		3歳児	1,460円	370円
		満3歳児	2,150円	570円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	250円
		3歳児	1,400円	480円
		満3歳児	2,090円	680円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	210円	
	3歳児	1,340円	440円	
	満3歳児	2,030円	640円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	210円	
	3歳児	1,260円	320円	
	満3歳児	1,940円	520円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	320円	
	3歳児	1,200円	430円	
	満3歳児	1,880円	630円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	310円	
	3歳児	1,150円	300円	
	満3歳児	1,840円	500円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	180円	
	3歳児	1,120円	290円	
	満3歳児	1,800円	490円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	160円	
	3歳児	1,090円	390円	
	満3歳児	1,780円	590円	
301人 以上	4歳以上児	640円	140円	
	3歳児	1,030円	250円	
	満3歳児	1,720円	450円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
3/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	940円
		3歳児	4,840円	1,030円
		満3歳児	5,530円	1,220円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	690円
		3歳児	3,080円	780円
		満3歳児	3,770円	970円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	400円
		3歳児	2,330円	490円
		満3歳児	3,010円	680円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	490円
		3歳児	2,140円	590円
		満3歳児	2,830円	780円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	370円
		3歳児	2,070円	470円
		満3歳児	2,760円	660円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	340円
		3歳児	1,820円	440円
		満3歳児	2,510円	630円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	300円
		3歳児	1,650円	390円
		満3歳児	2,340円	580円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	260円
		3歳児	1,560円	350円
		満3歳児	2,250円	540円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	240円
		3歳児	1,460円	330円
		満3歳児	2,150円	520円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	240円
		3歳児	1,400円	330円
		満3歳児	2,090円	520円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	230円	
	3歳児	1,340円	450円	
	満3歳児	2,030円	640円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	200円	
	3歳児	1,260円	290円	
	満3歳児	1,940円	480円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	190円	
	3歳児	1,200円	290円	
	満3歳児	1,880円	480円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	170円	
	3歳児	1,150円	260円	
	満3歳児	1,840円	450円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	180円	
	3歳児	1,120円	270円	
	満3歳児	1,800円	460円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	160円	
	3歳児	1,090円	260円	
	満3歳児	1,780円	450円	
301人 以上	4歳以上児	640円	150円	
	3歳児	1,030円	250円	
	満3歳児	1,720円	440円	

幼稚園

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
その他 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,130円
		3歳児	4,840円	1,230円
		満3歳児	5,530円	1,410円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	540円
		3歳児	3,080円	630円
		満3歳児	3,770円	810円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	380円
		3歳児	2,330円	480円
		満3歳児	3,010円	660円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	470円
		3歳児	2,140円	560円
		満3歳児	2,830円	750円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	370円
		3歳児	2,070円	470円
		満3歳児	2,760円	650円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	320円
		3歳児	1,820円	410円
		満3歳児	2,510円	590円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	270円
		3歳児	1,650円	360円
		満3歳児	2,340円	550円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	260円
		3歳児	1,560円	350円
		満3歳児	2,250円	540円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	230円
		3歳児	1,460円	320円
		満3歳児	2,150円	510円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	420円
		3歳児	1,400円	510円
		満3歳児	2,090円	700円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	210円	
	3歳児	1,340円	300円	
	満3歳児	2,030円	490円	
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	320円	
	3歳児	1,260円	300円	
	満3歳児	1,940円	480円	
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	190円	
	3歳児	1,200円	280円	
	満3歳児	1,880円	470円	
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	280円	
	3歳児	1,150円	260円	
	満3歳児	1,840円	440円	
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	150円	
	3歳児	1,120円	250円	
	満3歳児	1,800円	430円	
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	150円	
	3歳児	1,090円	250円	
	満3歳児	1,780円	430円	
301人 以上	4歳以上児	640円	150円	
	3歳児	1,030円	360円	
	満3歳児	1,720円	540円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	1,030円
		3歳児	4,670円	1,140円
		1、2歳児	6,070円	1,640円
		乳児	8,350円	2,260円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	770円
		3歳児	3,410円	880円
		1、2歳児	4,800円	1,290円
		乳児	7,080円	1,910円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	660円
		3歳児	2,730円	770円
		1、2歳児	4,130円	1,150円
		乳児	6,410円	1,770円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	520円
		3歳児	2,630円	640円
		1、2歳児	4,020円	1,130円
		乳児	6,300円	1,750円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	560円
		3歳児	2,340円	670円
		1、2歳児	3,730円	1,150円
		乳児	6,010円	1,770円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	490円
		3歳児	2,130円	610円
		1、2歳児	3,520円	1,000円
		乳児	5,800円	1,620円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	370円
		3歳児	1,970円	480円
		1、2歳児	3,370円	1,070円
		乳児	5,650円	1,690円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	430円
		3歳児	1,850円	540円
		1、2歳児	3,250円	940円
		乳児	5,530円	1,560円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	270円
		3歳児	1,720円	380円
		1、2歳児	3,110円	980円
		乳児	5,390円	1,600円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	260円
		3歳児	1,640円	370円
		1、2歳児	3,040円	870円
		乳児	5,320円	1,490円
111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	270円	
	3歳児	1,580円	380円	
	1、2歳児	2,970円	890円	
	乳児	5,250円	1,540円	
121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	250円	
	3歳児	1,530円	360円	
	1、2歳児	2,920円	880円	
	乳児	5,200円	1,520円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	250円	
	3歳児	1,480円	370円	
	1、2歳児	2,870円	970円	
	乳児	5,150円	1,610円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	230円	
	3歳児	1,440円	340円	
	1、2歳児	2,830円	960円	
	乳児	5,110円	1,600円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	220円	
	3歳児	1,490円	330円	
	1、2歳児	2,880円	930円	
	乳児	5,160円	1,550円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	210円	
	3歳児	1,450円	320円	
	1、2歳児	2,850円	830円	
	乳児	5,130円	1,450円	
171人以上	4歳以上児	990円	310円	
	3歳児	1,420円	420円	
	1、2歳児	2,810円	810円	
	乳児	5,090円	1,430円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
16/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	1,010円
		3歳児	4,670円	1,130円
		1、2歳児	6,070円	1,490円
		乳児	8,350円	2,210円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	640円
		3歳児	3,410円	750円
		1、2歳児	4,800円	1,240円
		乳児	7,080円	1,960円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	620円
		3歳児	2,730円	740円
		1、2歳児	4,130円	1,000円
		乳児	6,410円	1,720円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	490円
		3歳児	2,630円	600円
		1、2歳児	4,020円	970円
		乳児	6,300円	1,690円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	530円
		3歳児	2,340円	640円
		1、2歳児	3,730円	920円
		乳児	6,010円	1,640円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	390円
		3歳児	2,130円	500円
		1、2歳児	3,520円	870円
		乳児	5,800円	1,580円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	450円
		3歳児	1,970円	570円
		1、2歳児	3,370円	840円
		乳児	5,650円	1,560円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	360円
		3歳児	1,850円	470円
		1、2歳児	3,250円	940円
		乳児	5,530円	1,680円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	270円
		3歳児	1,720円	380円
		1、2歳児	3,110円	870円
		乳児	5,390円	1,580円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	250円
		3歳児	1,640円	360円
		1、2歳児	3,040円	730円
		乳児	5,320円	1,450円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	260円
		3歳児	1,580円	370円
		1、2歳児	2,970円	720円
		乳児	5,250円	1,440円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	360円
		3歳児	1,530円	470円
		1、2歳児	2,920円	720円
		乳児	5,200円	1,430円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	230円	
	3歳児	1,480円	340円	
	1、2歳児	2,870円	710円	
	乳児	5,150円	1,420円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	210円	
	3歳児	1,440円	330円	
	1、2歳児	2,830円	690円	
	乳児	5,110円	1,410円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	210円	
	3歳児	1,490円	320円	
	1、2歳児	2,880円	700円	
	乳児	5,160円	1,420円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	330円	
	3歳児	1,450円	440円	
	1、2歳児	2,850円	690円	
	乳児	5,130円	1,400円	
171人以上	4歳以上児	990円	200円	
	3歳児	1,420円	310円	
	1、2歳児	2,810円	680円	
	乳児	5,090円	1,390円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	880円
		3歳児	4,670円	1,000円
		1、2歳児	6,070円	1,590円
		乳児	8,350円	2,310円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	770円
		3歳児	3,410円	890円
		1、2歳児	4,800円	1,350円
		乳児	7,080円	2,060円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	530円
		3歳児	2,730円	650円
		1、2歳児	4,130円	1,230円
		乳児	6,410円	1,950円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	630円
		3歳児	2,630円	740円
		1、2歳児	4,020円	1,220円
		乳児	6,300円	1,940円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	420円
		3歳児	2,340円	530円
		1、2歳児	3,730円	1,110円
		乳児	6,010円	1,830円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	490円
		3歳児	2,130円	600円
		1、2歳児	3,520円	960円
		乳児	5,800円	1,680円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	340円
		3歳児	1,970円	450円
		1、2歳児	3,370円	1,030円
		乳児	5,650円	1,750円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	340円
		3歳児	1,850円	450円
		1、2歳児	3,250円	930円
		乳児	5,530円	1,650円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	270円
		3歳児	1,720円	380円
		1、2歳児	3,110円	860円
		乳児	5,390円	1,570円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	270円
		3歳児	1,640円	380円
		1、2歳児	3,040円	950円
		乳児	5,320円	1,670円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	340円
		3歳児	1,580円	450円
		1、2歳児	2,970円	830円
		乳児	5,250円	1,550円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	230円
		3歳児	1,530円	340円
		1、2歳児	2,920円	920円
		乳児	5,200円	1,640円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	230円	
	3歳児	1,480円	340円	
	1、2歳児	2,870円	910円	
	乳児	5,150円	1,630円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	240円	
	3歳児	1,440円	350円	
	1、2歳児	2,830円	930円	
	乳児	5,110円	1,650円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	210円	
	3歳児	1,490円	320円	
	1、2歳児	2,880円	900円	
	乳児	5,160円	1,620円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	200円	
	3歳児	1,450円	310円	
	1、2歳児	2,850円	780円	
	乳児	5,130円	1,500円	
171人以上	4歳以上児	990円	300円	
	3歳児	1,420円	410円	
	1、2歳児	2,810円	780円	
	乳児	5,090円	1,500円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
12/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	990円
		3歳児	4,670円	1,080円
		1、2歳児	6,070円	1,430円
		乳児	8,350円	2,130円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	720円
		3歳児	3,410円	820円
		1、2歳児	4,800円	1,100円
		乳児	7,080円	1,800円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	610円
		3歳児	2,730円	710円
		1、2歳児	4,130円	1,090円
		乳児	6,410円	1,790円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	480円
		3歳児	2,630円	570円
		1、2歳児	4,020円	1,060円
		乳児	6,300円	1,760円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	420円
		3歳児	2,340円	520円
		1、2歳児	3,730円	1,010円
		乳児	6,010円	1,730円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	490円
		3歳児	2,130円	580円
		1、2歳児	3,520円	830円
		乳児	5,800円	1,530円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	340円
		3歳児	1,970円	430円
		1、2歳児	3,370円	920円
		乳児	5,650円	1,610円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	320円
		3歳児	1,850円	420円
		1、2歳児	3,250円	770円
		乳児	5,530円	1,470円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	260円
		3歳児	1,720円	350円
		1、2歳児	3,110円	830円
		乳児	5,390円	1,530円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	250円
		3歳児	1,640円	340円
		1、2歳児	3,040円	710円
		乳児	5,320円	1,400円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	240円
		3歳児	1,580円	330円
		1、2歳児	2,970円	700円
		乳児	5,250円	1,390円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	320円
		3歳児	1,530円	410円
		1、2歳児	2,920円	680円
		乳児	5,200円	1,380円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	320円	
	3歳児	1,480円	410円	
	1、2歳児	2,870円	680円	
	乳児	5,150円	1,380円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	320円	
	3歳児	1,440円	410円	
	1、2歳児	2,830円	690円	
	乳児	5,110円	1,390円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	310円	
	3歳児	1,490円	400円	
	1、2歳児	2,880円	660円	
	乳児	5,160円	1,350円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	200円	
	3歳児	1,450円	290円	
	1、2歳児	2,850円	660円	
	乳児	5,130円	1,370円	
171人以上	4歳以上児	990円	190円	
	3歳児	1,420円	280円	
	1、2歳児	2,810円	660円	
	乳児	5,090円	1,360円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
10/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	970円
		3歳児	4,670円	1,080円
		1、2歳児	6,070円	1,410円
		乳児	8,350円	2,100円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	720円
		3歳児	3,410円	840円
		1、2歳児	4,800円	1,190円
		乳児	7,080円	1,890円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	590円
		3歳児	2,730円	710円
		1、2歳児	4,130円	1,060円
		乳児	6,410円	1,750円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	480円
		3歳児	2,630円	590円
		1、2歳児	4,020円	1,030円
		乳児	6,300円	1,720円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	410円
		3歳児	2,340円	520円
		1、2歳児	3,730円	980円
		乳児	6,010円	1,670円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	370円
		3歳児	2,130円	480円
		1、2歳児	3,520円	820円
		乳児	5,800円	1,500円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	450円
		3歳児	1,970円	560円
		1、2歳児	3,370円	780円
		乳児	5,650円	1,470円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	410円
		3歳児	1,850円	520円
		1、2歳児	3,250円	760円
		乳児	5,530円	1,450円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	260円
		3歳児	1,720円	370円
		1、2歳児	3,110円	700円
		乳児	5,390円	1,390円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	250円
		3歳児	1,640円	370円
		1、2歳児	3,040円	690円
		乳児	5,320円	1,380円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	230円
		3歳児	1,580円	340円
		1、2歳児	2,970円	680円
		乳児	5,250円	1,360円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	210円
		3歳児	1,530円	330円
		1、2歳児	2,920円	660円
		乳児	5,200円	1,350円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	230円	
	3歳児	1,480円	350円	
	1、2歳児	2,870円	670円	
	乳児	5,150円	1,350円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	200円	
	3歳児	1,440円	320円	
	1、2歳児	2,830円	650円	
	乳児	5,110円	1,340円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	200円	
	3歳児	1,490円	310円	
	1、2歳児	2,880円	650円	
	乳児	5,160円	1,330円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	200円	
	3歳児	1,450円	310円	
	1、2歳児	2,850円	640円	
	乳児	5,130円	1,320円	
171人以上	4歳以上児	990円	290円	
	3歳児	1,420円	400円	
	1、2歳児	2,810円	640円	
	乳児	5,090円	1,330円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
6/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	930円
		3歳児	4,670円	1,030円
		1、2歳児	6,070円	1,350円
		乳児	8,350円	2,030円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	580円
		3歳児	3,410円	680円
		1、2歳児	4,800円	1,130円
		乳児	7,080円	1,810円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	600円
		3歳児	2,730円	690円
		1、2歳児	4,130円	1,010円
		乳児	6,410円	1,690円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	450円
		3歳児	2,630円	540円
		1、2歳児	4,020円	980円
		乳児	6,300円	1,660円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	490円
		3歳児	2,340円	580円
		1、2歳児	3,730円	820円
		乳児	6,010円	1,490円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	360円
		3歳児	2,130円	460円
		1、2歳児	3,520円	880円
		乳児	5,800円	1,560円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	320円
		3歳児	1,970円	410円
		1、2歳児	3,370円	850円
		乳児	5,650円	1,530円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	300円
		3歳児	1,850円	390円
		1、2歳児	3,250円	830円
		乳児	5,530円	1,510円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	240円
		3歳児	1,720円	330円
		1、2歳児	3,110円	670円
		乳児	5,390円	1,350円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	240円
		3歳児	1,640円	340円
		1、2歳児	3,040円	660円
		乳児	5,320円	1,330円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	330円
		3歳児	1,580円	430円
		1、2歳児	2,970円	640円
		乳児	5,250円	1,320円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	220円
		3歳児	1,530円	320円
		1、2歳児	2,920円	740円
		乳児	5,200円	1,420円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	210円	
	3歳児	1,480円	300円	
	1、2歳児	2,870円	740円	
	乳児	5,150円	1,420円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	200円	
	3歳児	1,440円	290円	
	1、2歳児	2,830円	730円	
	乳児	5,110円	1,410円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	190円	
	3歳児	1,490円	290円	
	1、2歳児	2,880円	730円	
	乳児	5,160円	1,410円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	290円	
	3歳児	1,450円	380円	
	1、2歳児	2,850円	620円	
	乳児	5,130円	1,290円	
171人以上	4歳以上児	990円	180円	
	3歳児	1,420円	270円	
	1、2歳児	2,810円	620円	
	乳児	5,090円	1,300円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
3/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円	910円
		3歳児	4,670円	1,030円
		1、2歳児	6,070円	1,330円
		乳児	8,350円	1,860円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	580円
		3歳児	3,410円	690円
		1、2歳児	4,800円	1,200円
		乳児	7,080円	1,730円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	480円
		3歳児	2,730円	590円
		1、2歳児	4,130円	1,010円
		乳児	6,410円	1,540円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	450円
		3歳児	2,630円	570円
		1、2歳児	4,020円	980円
		乳児	6,300円	1,510円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	390円
		3歳児	2,340円	510円
		1、2歳児	3,730円	1,020円
		乳児	6,010円	1,550円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	350円
		3歳児	2,130円	470円
		1、2歳児	3,520円	980円
		乳児	5,800円	1,510円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	320円
		3歳児	1,970円	430円
		1、2歳児	3,370円	940円
		乳児	5,650円	1,470円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	290円
		3歳児	1,850円	400円
		1、2歳児	3,250円	930円
		乳児	5,530円	1,460円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	240円
		3歳児	1,720円	350円
		1、2歳児	3,110円	790円
		乳児	5,390円	1,320円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	220円
		3歳児	1,640円	330円
		1、2歳児	3,040円	860円
		乳児	5,320円	1,390円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	220円
		3歳児	1,580円	330円
		1、2歳児	2,970円	760円
		乳児	5,250円	1,280円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	310円
		3歳児	1,530円	420円
		1、2歳児	2,920円	740円
		乳児	5,200円	1,270円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	310円	
	3歳児	1,480円	420円	
	1、2歳児	2,870円	760円	
	乳児	5,150円	1,290円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	320円	
	3歳児	1,440円	430円	
	1、2歳児	2,830円	740円	
	乳児	5,110円	1,260円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	180円	
	3歳児	1,490円	290円	
	1、2歳児	2,880円	720円	
	乳児	5,160円	1,250円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	180円	
	3歳児	1,450円	300円	
	1、2歳児	2,850円	740円	
	乳児	5,130円	1,270円	
171人以上	4歳以上児	990円	180円	
	3歳児	1,420円	290円	
	1、2歳児	2,810円	820円	
	乳児	5,090円	1,350円	

保育所

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
その他 地域	20人	4歳以上児	4,240円	880円
		3歳児	4,670円	980円
		1、2歳児	6,070円	1,400円
		乳児	8,350円	1,900円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	650円
		3歳児	3,410円	740円
		1、2歳児	4,800円	1,210円
		乳児	7,080円	1,700円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	550円
		3歳児	2,730円	640円
		1、2歳児	4,130円	1,110円
		乳児	6,410円	1,600円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	530円
		3歳児	2,630円	620円
		1、2歳児	4,020円	1,080円
		乳児	6,300円	1,580円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	380円
		3歳児	2,340円	480円
		1、2歳児	3,730円	1,010円
		乳児	6,010円	1,510円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	340円
		3歳児	2,130円	440円
		1、2歳児	3,520円	870円
		乳児	5,800円	1,360円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	320円
		3歳児	1,970円	410円
		1、2歳児	3,370円	940円
		乳児	5,650円	1,430円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	280円
		3歳児	1,850円	370円
		1、2歳児	3,250円	940円
		乳児	5,530円	1,450円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	240円
		3歳児	1,720円	340円
		1、2歳児	3,110円	870円
		乳児	5,390円	1,370円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	320円
		3歳児	1,640円	410円
		1、2歳児	3,040円	760円
		乳児	5,320円	1,250円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	210円
		3歳児	1,580円	300円
		1、2歳児	2,970円	760円
		乳児	5,250円	1,260円
	121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	200円
		3歳児	1,530円	300円
		1、2歳児	2,920円	740円
		乳児	5,200円	1,240円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	200円	
	3歳児	1,480円	300円	
	1、2歳児	2,870円	730円	
	乳児	5,150円	1,230円	
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	180円	
	3歳児	1,440円	280円	
	1、2歳児	2,830円	720円	
	乳児	5,110円	1,220円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	180円	
	3歳児	1,490円	270円	
	1、2歳児	2,880円	730円	
	乳児	5,160円	1,230円	
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	180円	
	3歳児	1,450円	270円	
	1、2歳児	2,850円	720円	
	乳児	5,130円	1,220円	
171人以上	4歳以上児	990円	170円	
	3歳児	1,420円	270円	
	1、2歳児	2,810円	730円	
	乳児	5,090円	1,230円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	1,060円
		3歳児	4,660円	1,280円
		満3歳児	5,260円	1,530円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	650円
		3歳児	2,960円	860円
		満3歳児	3,560円	1,110円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	400円
		3歳児	2,290円	620円
		満3歳児	2,890円	870円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	360円
		3歳児	1,900円	570円
		満3歳児	2,510円	830円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	580円
		3歳児	1,620円	790円
		満3歳児	2,230円	1,040円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	280円
		3歳児	1,460円	500円
		満3歳児	2,070円	750円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	360円
		3歳児	1,360円	580円
		満3歳児	1,960円	830円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	220円
		3歳児	1,410円	440円
		満3歳児	2,010円	690円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	300円
		3歳児	1,340円	520円
		満3歳児	1,940円	770円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	210円
		3歳児	1,300円	420円
		満3歳児	1,900円	680円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	190円	
	3歳児	1,250円	410円	
	満3歳児	1,860円	660円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	380円	
	3歳児	1,180円	590円	
	満3歳児	1,790円	850円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	190円	
	3歳児	1,130円	400円	
	満3歳児	1,740円	660円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	370円	
	3歳児	1,100円	590円	
	満3歳児	1,700円	840円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	170円	
	3歳児	1,060円	390円	
	満3歳児	1,670円	640円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	160円	
	3歳児	1,040円	370円	
	満3歳児	1,640円	630円	
301人 以上	4歳以上児	640円	160円	
	3歳児	1,020円	490円	
	満3歳児	1,620円	740円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
16/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	1,050円
		3歳児	4,660円	1,060円
		満3歳児	5,260円	1,250円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	520円
		3歳児	2,960円	650円
		満3歳児	3,560円	840円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	410円
		3歳児	2,290円	660円
		満3歳児	2,890円	850円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	370円
		3歳児	1,900円	500円
		満3歳児	2,510円	690円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	310円
		3歳児	1,620円	440円
		満3歳児	2,230円	630円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	380円
		3歳児	1,460円	390円
		満3歳児	2,070円	590円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	240円
		3歳児	1,360円	490円
		満3歳児	1,960円	680円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	240円
		3歳児	1,410円	370円
		満3歳児	2,010円	560円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	230円
		3歳児	1,340円	360円
		満3歳児	1,940円	550円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	220円
		3歳児	1,300円	350円
		満3歳児	1,900円	540円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	200円	
	3歳児	1,250円	330円	
	満3歳児	1,860円	520円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	200円	
	3歳児	1,180円	330円	
	満3歳児	1,790円	530円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	290円	
	3歳児	1,130円	310円	
	満3歳児	1,740円	500円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	170円	
	3歳児	1,100円	300円	
	満3歳児	1,700円	490円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	160円	
	3歳児	1,060円	290円	
	満3歳児	1,670円	480円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	160円	
	3歳児	1,040円	290円	
	満3歳児	1,640円	480円	
301人 以上	4歳以上児	640円	160円	
	3歳児	1,020円	290円	
	満3歳児	1,620円	480円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	940円
		3歳児	4,660円	1,060円
		満3歳児	5,260円	1,290円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	510円
		3歳児	2,960円	740円
		満3歳児	3,560円	980円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	510円
		3歳児	2,290円	500円
		満3歳児	2,890円	730円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	340円
		3歳児	1,900円	570円
		満3歳児	2,510円	810円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	300円
		3歳児	1,620円	530円
		満3歳児	2,230円	760円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	270円
		3歳児	1,460円	390円
		満3歳児	2,070円	620円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	260円
		3歳児	1,360円	370円
		満3歳児	1,960円	600円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	220円
		3歳児	1,410円	330円
		満3歳児	2,010円	560円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	210円
		3歳児	1,340円	330円
		満3歳児	1,940円	560円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	330円
		3歳児	1,300円	320円
		満3歳児	1,900円	550円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	200円	
	3歳児	1,250円	440円	
	満3歳児	1,860円	670円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	180円	
	3歳児	1,180円	290円	
	満3歳児	1,790円	520円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	180円	
	3歳児	1,130円	290円	
	満3歳児	1,740円	530円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	180円	
	3歳児	1,100円	410円	
	満3歳児	1,700円	640円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	290円	
	3歳児	1,060円	280円	
	満3歳児	1,670円	520円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	160円	
	3歳児	1,040円	270円	
	満3歳児	1,640円	510円	
301人 以上	4歳以上児	640円	150円	
	3歳児	1,020円	260円	
	満3歳児	1,620円	500円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
12/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	910円
		3歳児	4,660円	1,140円
		満3歳児	5,260円	1,370円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	590円
		3歳児	2,960円	820円
		満3歳児	3,560円	1,050円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	390円
		3歳児	2,290円	500円
		満3歳児	2,890円	730円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	440円
		3歳児	1,900円	670円
		満3歳児	2,510円	900円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	300円
		3歳児	1,620円	530円
		満3歳児	2,230円	760円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	360円
		3歳児	1,460円	470円
		満3歳児	2,070円	700円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	520円
		3歳児	1,360円	630円
		満3歳児	1,960円	860円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	230円
		3歳児	1,410円	340円
		満3歳児	2,010円	570円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	220円
		3歳児	1,340円	340円
		満3歳児	1,940円	570円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	210円
		3歳児	1,300円	450円
		満3歳児	1,900円	680円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	290円	
	3歳児	1,250円	410円	
	満3歳児	1,860円	640円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	310円	
	3歳児	1,180円	310円	
	満3歳児	1,790円	540円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	170円	
	3歳児	1,130円	280円	
	満3歳児	1,740円	510円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	170円	
	3歳児	1,100円	280円	
	満3歳児	1,700円	510円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	170円	
	3歳児	1,060円	400円	
	満3歳児	1,670円	630円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	150円	
	3歳児	1,040円	270円	
	満3歳児	1,640円	500円	
301人 以上	4歳以上児	640円	260円	
	3歳児	1,020円	250円	
	満3歳児	1,620円	480円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
10/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	790円
		3歳児	4,660円	1,020円
		満3歳児	5,260円	1,190円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	500円
		3歳児	2,960円	740円
		満3歳児	3,560円	910円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	380円
		3歳児	2,290円	610円
		満3歳児	2,890円	790円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	350円
		3歳児	1,900円	460円
		満3歳児	2,510円	630円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	280円
		3歳児	1,620円	390円
		満3歳児	2,230円	570円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	260円
		3歳児	1,460円	380円
		満3歳児	2,070円	550円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	250円
		3歳児	1,360円	360円
		満3歳児	1,960円	530円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	220円
		3歳児	1,410円	330円
		満3歳児	2,010円	500円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	200円
		3歳児	1,340円	320円
		満3歳児	1,940円	490円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	200円
		3歳児	1,300円	320円
		満3歳児	1,900円	490円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	200円	
	3歳児	1,250円	430円	
	満3歳児	1,860円	600円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	180円	
	3歳児	1,180円	290円	
	満3歳児	1,790円	470円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	160円	
	3歳児	1,130円	270円	
	満3歳児	1,740円	440円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	180円	
	3歳児	1,100円	410円	
	満3歳児	1,700円	580円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	150円	
	3歳児	1,060円	270円	
	満3歳児	1,670円	440円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	270円	
	3歳児	1,040円	270円	
	満3歳児	1,640円	440円	
301人 以上	4歳以上児	640円	150円	
	3歳児	1,020円	260円	
	満3歳児	1,620円	430円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
6/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	900円
		3歳児	4,660円	1,010円
		満3歳児	5,260円	1,190円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	480円
		3歳児	2,960円	590円
		満3歳児	3,560円	770円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	390円
		3歳児	2,290円	500円
		満3歳児	2,890円	680円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	330円
		3歳児	1,900円	440円
		満3歳児	2,510円	620円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	280円
		3歳児	1,620円	390円
		満3歳児	2,230円	570円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	250円
		3歳児	1,460円	360円
		満3歳児	2,070円	530円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	220円
		3歳児	1,360円	330円
		満3歳児	1,960円	510円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	220円
		3歳児	1,410円	330円
		満3歳児	2,010円	510円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	190円
		3歳児	1,340円	300円
		満3歳児	1,940円	480円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	190円
		3歳児	1,300円	310円
		満3歳児	1,900円	480円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	300円	
	3歳児	1,250円	290円	
	満3歳児	1,860円	470円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	180円	
	3歳児	1,180円	290円	
	満3歳児	1,790円	470円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	170円	
	3歳児	1,130円	280円	
	満3歳児	1,740円	460円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	160円	
	3歳児	1,100円	270円	
	満3歳児	1,700円	440円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	160円	
	3歳児	1,060円	270円	
	満3歳児	1,670円	440円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	150円	
	3歳児	1,040円	260円	
	満3歳児	1,640円	440円	
301人 以上	4歳以上児	640円	140円	
	3歳児	1,020円	250円	
	満3歳児	1,620円	430円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
3/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	740円
		3歳児	4,660円	830円
		満3歳児	5,260円	1,000円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	460円
		3歳児	2,960円	550円
		満3歳児	3,560円	720円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	360円
		3歳児	2,290円	450円
		満3歳児	2,890円	620円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	320円
		3歳児	1,900円	410円
		満3歳児	2,510円	580円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	250円
		3歳児	1,620円	340円
		満3歳児	2,230円	510円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	240円
		3歳児	1,460円	340円
		満3歳児	2,070円	500円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	350円
		3歳児	1,360円	440円
		満3歳児	1,960円	610円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	210円
		3歳児	1,410円	300円
		満3歳児	2,010円	470円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	200円
		3歳児	1,340円	290円
		満3歳児	1,940円	460円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	310円
		3歳児	1,300円	400円
		満3歳児	1,900円	570円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	190円	
	3歳児	1,250円	280円	
	満3歳児	1,860円	450円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	160円	
	3歳児	1,180円	250円	
	満3歳児	1,790円	420円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	180円	
	3歳児	1,130円	390円	
	満3歳児	1,740円	560円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	150円	
	3歳児	1,100円	250円	
	満3歳児	1,700円	410円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	150円	
	3歳児	1,060円	240円	
	満3歳児	1,670円	410円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	270円	
	3歳児	1,040円	360円	
	満3歳児	1,640円	530円	
301人 以上	4歳以上児	640円	130円	
	3歳児	1,020円	220円	
	満3歳児	1,620円	390円	

認定こども園（教育標準時間）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
その他 地域	15人まで	4歳以上児	4,280円	810円
		3歳児	4,660円	900円
		満3歳児	5,260円	1,060円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	440円
		3歳児	2,960円	650円
		満3歳児	3,560円	810円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	460円
		3歳児	2,290円	430円
		満3歳児	2,890円	600円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	390円
		3歳児	1,900円	480円
		満3歳児	2,510円	640円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	250円
		3歳児	1,620円	460円
		満3歳児	2,230円	620円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	520円
		3歳児	1,460円	500円
		満3歳児	2,070円	660円
	76人から 90人まで	4歳以上児	980円	200円
		3歳児	1,360円	300円
		満3歳児	1,960円	460円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	200円
		3歳児	1,410円	300円
		満3歳児	2,010円	460円
	106人から 120人まで	4歳以上児	960円	180円
		3歳児	1,340円	390円
		満3歳児	1,940円	550円
	121人から 135人まで	4歳以上児	920円	270円
		3歳児	1,300円	360円
		満3歳児	1,900円	530円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	300円	
	3歳児	1,250円	270円	
	満3歳児	1,860円	440円	
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	160円	
	3歳児	1,180円	370円	
	満3歳児	1,790円	540円	
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	150円	
	3歳児	1,130円	240円	
	満3歳児	1,740円	400円	
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	140円	
	3歳児	1,100円	350円	
	満3歳児	1,700円	510円	
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	140円	
	3歳児	1,060円	230円	
	満3歳児	1,670円	390円	
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	140円	
	3歳児	1,040円	230円	
	満3歳児	1,640円	390円	
301人 以上	4歳以上児	640円	140円	
	3歳児	1,020円	230円	
	満3歳児	1,620円	390円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	2,180円
		3歳児	7,180円	2,300円
		1、2歳児	8,580円	2,780円
		乳児	10,860円	3,450円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,130円
		3歳児	4,440円	1,240円
		1、2歳児	5,840円	1,690円
		乳児	8,120円	2,310円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	730円
		3歳児	3,250円	840円
		1、2歳児	4,650円	1,400円
		乳児	6,930円	2,010円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	720円
		3歳児	2,610円	830円
		1、2歳児	4,010円	1,170円
		乳児	6,290円	1,780円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	710円
		3歳児	2,500円	830円
		1、2歳児	3,900円	1,330円
		乳児	6,180円	1,990円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	590円
		3歳児	2,230円	700円
		1、2歳児	3,630円	1,060円
		乳児	5,910円	1,680円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	440円
		3歳児	2,030円	550円
		1、2歳児	3,430円	1,120円
		乳児	5,710円	1,730円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	520円
		3歳児	1,890円	630円
		1、2歳児	3,290円	1,060円
		乳児	5,570円	1,720円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	360円
		3歳児	1,780円	470円
		1、2歳児	3,180円	970円
		乳児	5,460円	1,590円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	400円
		3歳児	1,650円	510円
		1、2歳児	3,050円	890円
		乳児	5,330円	1,500円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	400円
		3歳児	1,580円	510円
		1、2歳児	2,980円	880円
		乳児	5,260円	1,490円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	300円
		3歳児	1,520円	420円
		1、2歳児	2,920円	870円
		乳児	5,200円	1,480円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	270円	
	3歳児	1,470円	380円	
	1、2歳児	2,870円	850円	
	乳児	5,150円	1,470円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	280円	
	3歳児	1,430円	390円	
	1、2歳児	2,830円	940円	
	乳児	5,110円	1,560円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	270円	
	3歳児	1,390円	380円	
	1、2歳児	2,790円	870円	
	乳児	5,070円	1,520円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	250円	
	3歳児	1,440円	360円	
	1、2歳児	2,840円	870円	
	乳児	5,120円	1,520円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	240円	
	3歳児	1,410円	350円	
	1、2歳児	2,810円	960円	
	乳児	5,090円	1,610円	
171人以上	4歳以上児	960円	230円	
	3歳児	1,380円	350円	
	1、2歳児	2,780円	960円	
	乳児	5,060円	1,610円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
16/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	2,010円
		3歳児	7,180円	2,120円
		1、2歳児	8,580円	2,450円
		乳児	10,860円	3,170円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,090円
		3歳児	4,440円	1,200円
		1、2歳児	5,840円	1,520円
		乳児	8,120円	2,240円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	810円
		3歳児	3,250円	930円
		1、2歳児	4,650円	1,140円
		乳児	6,930円	1,860円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	590円
		3歳児	2,610円	710円
		1、2歳児	4,010円	1,040円
		乳児	6,290円	1,760円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	630円
		3歳児	2,500円	730円
		1、2歳児	3,900円	900円
		乳児	6,180円	1,570円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	490円
		3歳児	2,230円	610円
		1、2歳児	3,630円	910円
		乳児	5,910円	1,630円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	450円
		3歳児	2,030円	560円
		1、2歳児	3,430円	860円
		乳児	5,710円	1,580円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	390円
		3歳児	1,890円	500円
		1、2歳児	3,290円	940円
		乳児	5,570円	1,650円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	370円
		3歳児	1,780円	480円
		1、2歳児	3,180円	830円
		乳児	5,460円	1,550円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	430円
		3歳児	1,650円	540円
		1、2歳児	3,050円	760円
		乳児	5,330円	1,470円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	390円
		3歳児	1,580円	500円
		1、2歳児	2,980円	740円
		乳児	5,260円	1,450円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	270円
		3歳児	1,520円	380円
		1、2歳児	2,920円	720円
		乳児	5,200円	1,430円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	370円	
	3歳児	1,470円	480円	
	1、2歳児	2,870円	720円	
	乳児	5,150円	1,430円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	240円	
	3歳児	1,430円	360円	
	1、2歳児	2,830円	810円	
	乳児	5,110円	1,530円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	240円	
	3歳児	1,390円	350円	
	1、2歳児	2,790円	800円	
	乳児	5,070円	1,520円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	240円	
	3歳児	1,440円	350円	
	1、2歳児	2,840円	800円	
	乳児	5,120円	1,520円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	220円	
	3歳児	1,410円	330円	
	1、2歳児	2,810円	780円	
	乳児	5,090円	1,500円	
171人以上	4歳以上児	960円	320円	
	3歳児	1,380円	430円	
	1、2歳児	2,780円	680円	
	乳児	5,060円	1,400円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,980円
		3歳児	7,180円	2,090円
		1、2歳児	8,580円	2,520円
		乳児	10,860円	3,240円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,090円
		3歳児	4,440円	1,200円
		1、2歳児	5,840円	1,630円
		乳児	8,120円	2,350円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	710円
		3歳児	3,250円	820円
		1、2歳児	4,650円	1,370円
		乳児	6,930円	2,090円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	700円
		3歳児	2,610円	810円
		1、2歳児	4,010円	1,230円
		乳児	6,290円	1,950円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	590円
		3歳児	2,500円	700円
		1、2歳児	3,900円	1,290円
		乳児	6,180円	2,050円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	570円
		3歳児	2,230円	680円
		1、2歳児	3,630円	1,040円
		乳児	5,910円	1,750円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	530円
		3歳児	2,030円	640円
		1、2歳児	3,430円	1,000円
		乳児	5,710円	1,710円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	380円
		3歳児	1,890円	490円
		1、2歳児	3,290円	930円
		乳児	5,570円	1,650円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	450円
		3歳児	1,780円	560円
		1、2歳児	3,180円	910円
		乳児	5,460円	1,620円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	300円
		3歳児	1,650円	410円
		1、2歳児	3,050円	970円
		乳児	5,330円	1,690円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	270円
		3歳児	1,580円	380円
		1、2歳児	2,980円	840円
		乳児	5,260円	1,560円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	270円
		3歳児	1,520円	380円
		1、2歳児	2,920円	830円
		乳児	5,200円	1,540円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	260円	
	3歳児	1,470円	370円	
	1、2歳児	2,870円	920円	
	乳児	5,150円	1,640円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	280円	
	3歳児	1,430円	390円	
	1、2歳児	2,830円	820円	
	乳児	5,110円	1,540円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	240円	
	3歳児	1,390円	350円	
	1、2歳児	2,790円	800円	
	乳児	5,070円	1,510円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	240円	
	3歳児	1,440円	350円	
	1、2歳児	2,840円	800円	
	乳児	5,120円	1,510円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	220円	
	3歳児	1,410円	330円	
	1、2歳児	2,810円	910円	
	乳児	5,090円	1,630円	
171人以上	4歳以上児	960円	230円	
	3歳児	1,380円	340円	
	1、2歳児	2,780円	790円	
	乳児	5,060円	1,500円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
12/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,970円
		3歳児	7,180円	2,060円
		1、2歳児	8,580円	2,260円
		乳児	10,860円	2,960円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,070円
		3歳児	4,440円	1,160円
		1、2歳児	5,840円	1,470円
		乳児	8,120円	2,170円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	700円
		3歳児	3,250円	790円
		1、2歳児	4,650円	1,200円
		乳児	6,930円	1,900円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	580円
		3歳児	2,610円	670円
		1、2歳児	4,010円	980円
		乳児	6,290円	1,680円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	630円
		3歳児	2,500円	730円
		1、2歳児	3,900円	940円
		乳児	6,180円	1,640円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	560円
		3歳児	2,230円	650円
		1、2歳児	3,630円	1,000円
		乳児	5,910円	1,700円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	530円
		3歳児	2,030円	630円
		1、2歳児	3,430円	1,000円
		乳児	5,710円	1,730円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	380円
		3歳児	1,890円	470円
		1、2歳児	3,290円	800円
		乳児	5,570円	1,500円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	450円
		3歳児	1,780円	540円
		1、2歳児	3,180円	780円
		乳児	5,460円	1,470円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	410円
		3歳児	1,650円	500円
		1、2歳児	3,050円	720円
		乳児	5,330円	1,410円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	380円
		3歳児	1,580円	480円
		1、2歳児	2,980円	720円
		乳児	5,260円	1,420円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	270円
		3歳児	1,520円	360円
		1、2歳児	2,920円	700円
		乳児	5,200円	1,390円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	360円	
	3歳児	1,470円	460円	
	1、2歳児	2,870円	690円	
	乳児	5,150円	1,380円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	360円	
	3歳児	1,430円	450円	
	1、2歳児	2,830円	680円	
	乳児	5,110円	1,380円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	230円	
	3歳児	1,390円	320円	
	1、2歳児	2,790円	670円	
	乳児	5,070円	1,370円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	220円	
	3歳児	1,440円	310円	
	1、2歳児	2,840円	680円	
	乳児	5,120円	1,370円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	330円	
	3歳児	1,410円	430円	
	1、2歳児	2,810円	660円	
	乳児	5,090円	1,350円	
171人以上	4歳以上児	960円	210円	
	3歳児	1,380円	300円	
	1、2歳児	2,780円	650円	
	乳児	5,060円	1,350円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
10/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,920円
		3歳児	7,180円	2,030円
		1、2歳児	8,580円	2,220円
		乳児	10,860円	2,910円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,050円
		3歳児	4,440円	1,160円
		1、2歳児	5,840円	1,450円
		乳児	8,120円	2,140円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	690円
		3歳児	3,250円	800円
		1、2歳児	4,650円	1,180円
		乳児	6,930円	1,870円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	570円
		3歳児	2,610円	680円
		1、2歳児	4,010円	960円
		乳児	6,290円	1,650円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	550円
		3歳児	2,500円	670円
		1、2歳児	3,900円	1,000円
		乳児	6,180円	1,720円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	570円
		3歳児	2,230円	680円
		1、2歳児	3,630円	870円
		乳児	5,910円	1,560円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	510円
		3歳児	2,030円	620円
		1、2歳児	3,430円	820円
		乳児	5,710円	1,510円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	370円
		3歳児	1,890円	480円
		1、2歳児	3,290円	900円
		乳児	5,570円	1,590円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	360円
		3歳児	1,780円	470円
		1、2歳児	3,180円	760円
		乳児	5,460円	1,440円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	290円
		3歳児	1,650円	400円
		1、2歳児	3,050円	720円
		乳児	5,330円	1,410円
101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	270円	
	3歳児	1,580円	380円	
	1、2歳児	2,980円	790円	
	乳児	5,260円	1,480円	
111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	390円	
	3歳児	1,520円	500円	
	1、2歳児	2,920円	690円	
	乳児	5,200円	1,370円	
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	240円	
	3歳児	1,470円	350円	
	1、2歳児	2,870円	770円	
	乳児	5,150円	1,460円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	250円	
	3歳児	1,430円	360円	
	1、2歳児	2,830円	670円	
	乳児	5,110円	1,350円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	230円	
	3歳児	1,390円	340円	
	1、2歳児	2,790円	650円	
	乳児	5,070円	1,340円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	230円	
	3歳児	1,440円	340円	
	1、2歳児	2,840円	650円	
	乳児	5,120円	1,340円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	210円	
	3歳児	1,410円	320円	
	1、2歳児	2,810円	760円	
	乳児	5,090円	1,440円	
171人以上	4歳以上児	960円	210円	
	3歳児	1,380円	320円	
	1、2歳児	2,780円	640円	
	乳児	5,060円	1,330円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
6/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,870円
		3歳児	7,180円	1,970円
		1、2歳児	8,580円	2,160円
		乳児	10,860円	2,830円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,020円
		3歳児	4,440円	1,120円
		1、2歳児	5,840円	1,390円
		乳児	8,120円	2,070円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	750円
		3歳児	3,250円	840円
		1、2歳児	4,650円	1,050円
		乳児	6,930円	1,720円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	550円
		3歳児	2,610円	640円
		1、2歳児	4,010円	950円
		乳児	6,290円	1,620円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	520円
		3歳児	2,500円	620円
		1、2歳児	3,900円	890円
		乳児	6,180円	1,570円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	430円
		3歳児	2,230円	530円
		1、2歳児	3,630円	830円
		乳児	5,910円	1,510円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	400円
		3歳児	2,030円	500円
		1、2歳児	3,430円	890円
		乳児	5,710円	1,560円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	360円
		3歳児	1,890円	450円
		1、2歳児	3,290円	770円
		乳児	5,570円	1,450円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	350円
		3歳児	1,780円	450円
		1、2歳児	3,180円	740円
		乳児	5,460円	1,410円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	280円
		3歳児	1,650円	370円
		1、2歳児	3,050円	690円
		乳児	5,330円	1,370円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	290円
		3歳児	1,580円	390円
		1、2歳児	2,980円	830円
		乳児	5,260円	1,550円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	370円
		3歳児	1,520円	470円
		1、2歳児	2,920円	710円
		乳児	5,200円	1,420円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	270円	
	3歳児	1,470円	360円	
	1、2歳児	2,870円	750円	
	乳児	5,150円	1,430円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	240円	
	3歳児	1,430円	330円	
	1、2歳児	2,830円	740円	
	乳児	5,110円	1,420円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	240円	
	3歳児	1,390円	340円	
	1、2歳児	2,790円	800円	
	乳児	5,070円	1,510円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	220円	
	3歳児	1,440円	310円	
	1、2歳児	2,840円	750円	
	乳児	5,120円	1,420円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	220円	
	3歳児	1,410円	310円	
	1、2歳児	2,810円	620円	
	乳児	5,090円	1,290円	
171人以上	4歳以上児	960円	300円	
	3歳児	1,380円	390円	
	1、2歳児	2,780円	610円	
	乳児	5,060円	1,290円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
3/100 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,710円
		3歳児	7,180円	1,820円
		1、2歳児	8,580円	2,310円
		乳児	10,860円	2,840円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,000円
		3歳児	4,440円	1,110円
		1、2歳児	5,840円	1,480円
		乳児	8,120円	2,010円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	810円
		3歳児	3,250円	920円
		1、2歳児	4,650円	1,240円
		乳児	6,930円	1,800円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	680円
		3歳児	2,610円	790円
		1、2歳児	4,010円	1,210円
		乳児	6,290円	1,780円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	600円
		3歳児	2,500円	710円
		1、2歳児	3,900円	1,010円
		乳児	6,180円	1,530円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	520円
		3歳児	2,230円	630円
		1、2歳児	3,630円	920円
		乳児	5,910円	1,450円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	400円
		3歳児	2,030円	510円
		1、2歳児	3,430円	990円
		乳児	5,710円	1,520円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	360円
		3歳児	1,890円	470円
		1、2歳児	3,290円	880円
		乳児	5,570円	1,410円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	340円
		3歳児	1,780円	460円
		1、2歳児	3,180円	840円
		乳児	5,460円	1,360円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	280円
		3歳児	1,650円	390円
		1、2歳児	3,050円	890円
		乳児	5,330円	1,420円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	350円
		3歳児	1,580円	460円
1、2歳児		2,980円	780円	
乳児		5,260円	1,310円	
111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	230円	
	3歳児	1,520円	350円	
	1、2歳児	2,920円	760円	
	乳児	5,200円	1,280円	
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	340円	
	3歳児	1,470円	450円	
	1、2歳児	2,870円	750円	
	乳児	5,150円	1,270円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	330円	
	3歳児	1,430円	440円	
	1、2歳児	2,830円	750円	
	乳児	5,110円	1,280円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	320円	
	3歳児	1,390円	430円	
	1、2歳児	2,790円	740円	
	乳児	5,070円	1,270円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	310円	
	3歳児	1,440円	420円	
	1、2歳児	2,840円	730円	
	乳児	5,120円	1,260円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	190円	
	3歳児	1,410円	310円	
	1、2歳児	2,810円	720円	
	乳児	5,090円	1,240円	
171人以上	4歳以上児	960円	210円	
	3歳児	1,380円	320円	
	1、2歳児	2,780円	720円	
	乳児	5,060円	1,250円	

認定こども園（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
その他 地域	10人まで	4歳以上児	6,760円	1,780円
		3歳児	7,180円	1,870円
		1、2歳児	8,580円	2,290円
		乳児	10,860円	2,790円
	11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	970円
		3歳児	4,440円	1,060円
		1、2歳児	5,840円	1,460円
		乳児	8,120円	1,960円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	610円
		3歳児	3,250円	700円
		1、2歳児	4,650円	1,220円
		乳児	6,930円	1,720円
	31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	520円
		3歳児	2,610円	610円
		1、2歳児	4,010円	1,010円
		乳児	6,290円	1,510円
	41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	470円
		3歳児	2,500円	570円
		1、2歳児	3,900円	1,100円
		乳児	6,180円	1,600円
	51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	520円
		3歳児	2,230円	610円
		1、2歳児	3,630円	920円
		乳児	5,910円	1,420円
	61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	390円
		3歳児	2,030円	480円
		1、2歳児	3,430円	880円
		乳児	5,710円	1,370円
	71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	340円
		3歳児	1,890円	430円
		1、2歳児	3,290円	840円
		乳児	5,570円	1,340円
	81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	310円
		3歳児	1,780円	400円
		1、2歳児	3,180円	820円
		乳児	5,460円	1,310円
	91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	370円
		3歳児	1,650円	460円
		1、2歳児	3,050円	780円
		乳児	5,330円	1,270円
	101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	260円
		3歳児	1,580円	350円
		1、2歳児	2,980円	770円
		乳児	5,260円	1,260円
	111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	250円
		3歳児	1,520円	340円
		1、2歳児	2,920円	860円
		乳児	5,200円	1,360円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	230円	
	3歳児	1,470円	320円	
	1、2歳児	2,870円	740円	
	乳児	5,150円	1,230円	
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	220円	
	3歳児	1,430円	320円	
	1、2歳児	2,830円	730円	
	乳児	5,110円	1,230円	
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	210円	
	3歳児	1,390円	300円	
	1、2歳児	2,790円	730円	
	乳児	5,070円	1,230円	
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	200円	
	3歳児	1,440円	290円	
	1、2歳児	2,840円	720円	
	乳児	5,120円	1,220円	
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	210円	
	3歳児	1,410円	300円	
	1、2歳児	2,810円	820円	
	乳児	5,090円	1,320円	
171人以上	4歳以上児	960円	290円	
	3歳児	1,380円	380円	
	1、2歳児	2,780円	710円	
	乳児	5,060円	1,210円	

家庭的保育事業

地域区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	9,960円	1,110円
16/100 地域	9,960円	1,230円
15/100 地域	9,960円	950円
12/100 地域	9,960円	1,040円
10/100 地域	9,960円	1,030円
6/100 地域	9,960円	1,000円
3/100 地域	9,960円	870円
その他 地域	9,960円	940円

小規模保育事業（A型）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,850円
		乳児	9,110円	2,700円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,180円
		乳児	7,430円	1,890円
16/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,480円
		乳児	9,110円	2,050円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,150円
		乳児	7,430円	1,720円
15/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,410円
		乳児	9,110円	2,100円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,150円
		乳児	7,430円	1,840円
12/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,360円
		乳児	9,110円	2,030円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,100円
		乳児	7,430円	1,780円
10/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,340円
		乳児	9,110円	2,000円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,220円
		乳児	7,430円	1,950円
6/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,370円
		乳児	9,110円	2,010円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,050円
		乳児	7,430円	1,700円
3/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,240円
		乳児	9,110円	1,860円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,020円
		乳児	7,430円	1,650円
その他 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,290円
		乳児	9,110円	1,810円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,060円
		乳児	7,430円	1,580円

小規模保育事業（B型）

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,380円
		乳児	8,970円	2,010円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	1,040円
		乳児	7,340円	1,670円
16/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,230円
		乳児	8,970円	1,750円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	990円
		乳児	7,340円	1,510円
15/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,330円
		乳児	8,970円	1,960円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	1,020円
		乳児	7,340円	1,650円
12/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,220円
		乳児	8,970円	1,830円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	1,040円
		乳児	7,340円	1,660円
10/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,190円
		乳児	8,970円	1,770円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	970円
		乳児	7,340円	1,560円
6/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,300円
		乳児	8,970円	1,890円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	940円
		乳児	7,340円	1,500円
3/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,110円
		乳児	8,970円	1,670円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	830円
		乳児	7,340円	1,390円
その他 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,070円
		乳児	8,970円	1,530円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	810円
		乳児	7,340円	1,270円

小規模保育事業（C型）

地域区分	定員区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,170円
	11人から 15人まで	7,430円	1,040円
16/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,130円
	11人から 15人まで	7,430円	1,020円
15/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,080円
	11人から 15人まで	7,430円	970円
12/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,080円
	11人から 15人まで	7,430円	940円
10/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,090円
	11人から 15人まで	7,430円	990円
6/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,000円
	11人から 15人まで	7,430円	940円
3/100 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,020円
	11人から 15人まで	7,430円	900円
その他 地域	6人から 10人まで	8,440円	1,000円
	11人から 15人まで	7,430円	880円

事業所内保育事業

(定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所))

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,210円
		乳児	15,330円	2,860円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,300円
		乳児	9,050円	1,950円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	1,040円
		乳児	7,400円	1,680円
16/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,250円
		乳児	15,330円	2,750円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,290円
		乳児	9,050円	1,810円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	990円
		乳児	7,400円	1,500円
15/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,100円
		乳児	15,330円	2,740円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,230円
		乳児	9,050円	1,870円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	1,010円
		乳児	7,400円	1,650円
12/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,070円
		乳児	15,330円	2,690円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,190円
		乳児	9,050円	1,810円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	950円
		乳児	7,400円	1,570円
10/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,070円
		乳児	15,330円	2,680円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,170円
		乳児	9,050円	1,780円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	1,120円
		乳児	7,400円	1,800円
6/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,080円
		乳児	15,330円	2,670円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,190円
		乳児	9,050円	1,790円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	930円
		乳児	7,400円	1,520円
3/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	1,930円
		乳児	15,330円	2,500円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,070円
		乳児	9,050円	1,640円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	900円
		乳児	7,400円	1,480円
その他 地域	5人まで	1、2歳児	13,080円	2,240円
		乳児	15,330円	2,750円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,090円
		乳児	9,050円	1,550円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	910円
		乳児	7,400円	1,370円

事業所内保育事業

(定員19人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所))

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,870円
		乳児	15,290円	2,430円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,190円
		乳児	9,030円	1,760円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	880円
		乳児	7,380円	1,430円
16/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,810円
		乳児	15,290円	2,270円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,030円
		乳児	9,030円	1,490円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	820円
		乳児	7,380円	1,270円
15/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,780円
		乳児	15,290円	2,350円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,140円
		乳児	9,030円	1,720円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	860円
		乳児	7,380円	1,420円
12/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,760円
		乳児	15,290円	2,310円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,030円
		乳児	9,030円	1,590円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	870円
		乳児	7,380円	1,420円
10/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,760円
		乳児	15,290円	2,290円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,010円
		乳児	9,030円	1,540円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	820円
		乳児	7,380円	1,340円
6/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,660円
		乳児	15,290円	2,170円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	1,080円
		乳児	9,030円	1,610円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	790円
		乳児	7,380円	1,290円
3/100 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,630円
		乳児	15,290円	2,140円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	920円
		乳児	9,030円	1,430円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	680円
		乳児	7,380円	1,190円
その他 地域	5人まで	1、2歳児	13,020円	1,630円
		乳児	15,290円	2,040円
	6人から 12人まで	1、2歳児	6,760円	890円
		乳児	9,030円	1,300円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,100円	670円
		乳児	7,380円	1,070円

事業所内保育事業
(定員20人以上)

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,080円 1,630円
	31人から 40人まで	1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	990円 1,540円
	41人から 50人まで	1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	1,010円 1,560円
	51人から 60人まで	1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	1,010円 1,570円
	61人から	1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	870円 1,420円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,070円 1,710円
	16/100 地域	20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
31人から 40人まで		1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	850円 1,500円
41人から 50人まで		1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	830円 1,470円
51人から 60人まで		1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	790円 1,440円
61人から		1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	760円 1,420円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,170円 1,830円
15/100 地域		20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
	31人から 40人まで	1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	1,050円 1,700円
	41人から 50人まで	1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	1,050円 1,700円
	51人から 60人まで	1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	980円 1,620円
	61人から	1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	860円 1,510円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,040円 1,730円
	12/100 地域	20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
31人から 40人まで		1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	970円 1,600円
41人から 50人まで		1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	920円 1,550円
51人から 60人まで		1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	910円 1,570円
61人から		1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	730円 1,370円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,130円 1,810円
10/100 地域		20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
	31人から 40人まで	1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	940円 1,570円
	41人から 50人まで	1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	900円 1,510円
	51人から 60人まで	1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	870円 1,500円
	61人から	1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	720円 1,350円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	970円 1,590円
	6/100 地域	20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
31人から 40人まで		1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	870円 1,490円
41人から 50人まで		1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	870円 1,490円
51人から 60人まで		1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	700円 1,320円
61人から		1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	790円 1,410円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,060円 1,540円
3/100 地域		20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
	31人から 40人まで	1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	900円 1,370円
	41人から 50人まで	1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	870円 1,340円
	51人から 60人まで	1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	920円 1,390円
	61人から	1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	880円 1,360円
		1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円	1,050円 1,500円
	その他 地域	20人から 30人まで	1、2歳児 乳児	4,130円 6,400円
31人から 40人まで		1、2歳児 乳児	3,630円 5,900円	990円 1,440円
41人から 50人まで		1、2歳児 乳児	3,590円 5,860円	950円 1,400円
51人から 60人まで		1、2歳児 乳児	3,370円 5,660円	910円 1,360円
61人から		1、2歳児 乳児	3,220円 5,490円	770円 1,220円

居宅訪問型保育事業

地域区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	17,580円	4,040円
16/100 地域	17,580円	3,820円
15/100 地域	17,580円	3,810円
12/100 地域	17,580円	3,810円
10/100 地域	17,580円	3,740円
6/100 地域	17,580円	3,530円
3/100 地域	17,580円	3,440円
その他 地域	17,580円	3,350円

特例保育

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,300円
		乳児	8,970円	1,880円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	980円
		乳児	7,340円	1,550円
16/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,150円
		乳児	8,970円	1,620円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	920円
		乳児	7,340円	1,390円
15/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,250円
		乳児	8,970円	1,840円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	950円
		乳児	7,340円	1,540円
12/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,140円
		乳児	8,970円	1,710円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	980円
		乳児	7,340円	1,550円
10/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,120円
		乳児	8,970円	1,660円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	910円
		乳児	7,340円	1,450円
6/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,230円
		乳児	8,970円	1,770円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	870円
		乳児	7,340円	1,400円
3/100 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,040円
		乳児	8,970円	1,560円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	770円
		乳児	7,340円	1,290円
その他 地域	6人から 12人まで	1、2歳児	6,700円	1,000円
		乳児	8,970円	1,420円
	13人から 19人まで	1、2歳児	5,070円	750円
		乳児	7,340円	1,170円

特別利用保育

保育所に適用される補助基準額と同額とする。なお、年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもの場合は、2歳児として取り扱うこと。

特別利用教育

幼稚園に適用される補助基準額と同額とする。

特別利用地域型保育

利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとする。

(1) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される補助基準額と同額とする。

(2) 小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業

小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業における「1、2歳児」に適用される補助基準額に下表の割合を乗じて得た金額（算出された金額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

ただし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）の別紙10のⅢ（2）

（イ）のただし書きの規定に基づき、特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）において「1、2歳児」の基本分単価から7,500円を減じた額を用いている事業所については、下表に関わらず「1、2歳児」の補助基準額と同額とする。

年齢区分	保育所型事業所内保育事業以外	保育所型事業所内保育事業
2歳児	100/100	100/100
3歳児	65/100	50/100
4歳以上児	60/100	45/100

(3) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される補助基準額と同額とする。

特定利用地域型保育

利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとする。

(1) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される補助基準額と同額とする。

(2) 小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業

小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業の「1、2歳児」に適用される補助基準額に下表の割合を乗じて得た金額（算出された金額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

ただし、留意事項通知の別紙10のIV（2）（イ）のただし書き又はなお書きの規定に基づき、公定価格において「1、2歳児」の基本分単価から7,500円を減じた額（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもの場合は減じない。）を用いている事業所については、下表に関わらず「1、2歳児」の補助基準額と同額とする。

年齢区分	保育所型事業所内保育事業以外	保育所型事業所内保育事業
2歳児	100/100	100/100
3歳児	65/100	55/100
4歳以上児	60/100	45/100

(3) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される補助基準額と同額とする。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業者負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業者負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		
1							0円			
2							0円			
3							0円			
4							0円			
5							0円			
6							0円			
7							0円			
8							0円			
9							0円			
10							0円			
11							0円			
12							0円			
13							0円			
14							0円			
15							0円			
16							0円			
17							0円			
18							0円			
19							0円			
20							0円			
21							0円			
22							0円			
23							0円			
24							0円			
25							0円			
26							0円			
27							0円			
28							0円			
29							0円			
30							0円			
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員 等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
〔算式〕
常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
〔算式〕
令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
1-1	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。）が対象となります。 ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりません。
1-2	対象職員	法人役員を兼務する施設長は「国家公務員給与改定対応部分」の対象外なのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、この対象には法人役員を兼務する施設長も含まれます。
1-3	対象職員	地方単独事業や施設が独自に加配している職員は、今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	補助額については、公定価格上の配置基準に基づいて算定していますが、実際に賃金改善を行うに当たっては、地方単独事業や施設が独自に加配している職員についても、公定価格の対象となる通常の教育・保育にも従事している場合には対象とすることができます。
1-4	対象職員	非常勤職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	非常勤職員も対象となります。 なお、補助額については、常勤換算による職員数を基に算定しています。
1-5	対象職員	派遣職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
1-6	対象職員	育児休業を取得予定の職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は0円となります。
1-7	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
1-8	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。
1-9	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができます。
1-10	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。
1-11	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
2-1	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、総額として補助基準額を下回る改善とすることはできないのでしょうか。</p>	<p>賃金改善計画書では、補助基準額以上の賃金改善を行うことが必要となります。</p> <p>公私連携型や公設民営の施設・事業所も同様</p> <p>公営の施設の取り扱いについては、4-4を参照</p>
2-2	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、事業期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、補助金は全額返還となるのでしょうか。</p>	<p>賃金改善計画策定時に予期することができない事情により、やむを得ず基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回る結果となってしまった場合については、特段の理由がある場合に該当するものとして返還する必要はありません。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
2-3	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。</p>	<p>今般の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として行うこととしており、この趣旨を踏まえれば基本給又は決まって毎月支払われる手当により賃金改善を行うことが望ましいと考えております。一方で、基本給を引き上げた場合には、賞与や超過勤務手当等の金額にも影響を与えることを考慮し、今回の補助金では最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上が基本給又は決まって毎月支払われる手当によることとしています。</p> <p>この要件の適用に当たっては、個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要ありませんが、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。</p> <p>ただし、施設・事業所単位では「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」を満たすことが必要です。</p>
2-4	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、ここでいう「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。</p>	<p>「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれません。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
2-5	要件	給与を翌月払いとしている施設ですが、この場合でも令和4年2月に支払う1月分の給与から本事業による処遇改善を行わなければならないのでしょうか。	給与を翌月払いとしている施設・事業所であって、公定価格における各年度の処遇改善等加算 ・ の賃金改善計画書・賃金改善実績報告書においても4月分から翌年3月分の賃金を記入している施設・事業所においては、令和4年3月に支払う2月分の給与から10月に支払う9月分の給与について本事業による処遇改善を行うこととなります。
2-6	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、令和4年4月以降に、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を遡及して支払うことは可能でしょうか。	令和4年2月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、3月に、2月分及び3月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、4月以降に、遡及して支払う場合には補助対象外となります。 ただし、給与を翌月払いとしている施設・事業所においては、3月分の賃金改善を4月に支払う場合も補助対象となります。また、この場合においては、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とする要件についても、5月に支払う4月分の給与から適用することとなります。 公営の施設の取扱いについては、4-3を参照
2-7	要件	今回の処遇改善については、処遇改善等加算 又は の取得が補助要件となるのでしょうか。	処遇改善等加算 又は の取得の有無に関わらず、補助を受けることができます。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
2-8	要件	市町村における事業の実施が4月からとなる場合も、施設・事業所が2月分から要件を満たす賃金改善を行っていた場合、今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	市町村議会における予算の成立に時間を要する等により、施設・事業者への補助金の交付が4月以降となる場合も今回の処遇改善の対象となります。この場合でも、施設・事業所において令和4年2月分から実際に賃金改善を行うことが補助要件となるため、施設・事業所における円滑な処遇改善の実施に資するよう、市町村においても令和3年度における予算化及び補助金の交付に御協力いただくようお願いいたします。また、施設・事業所における円滑な処遇改善の実施に資するよう、賃金改善の計画を受け付け、要件を満たしているか確認するなどの御協力をお願いいたします。
2-9	要件	事業終了後、補助金に残額が発生した場合については、処遇改善等加算と同様に、当該残額について一時金等により賃金改善に充てる必要があるのででしょうか。	計画時に賃金改善の対象としていた職員の異動等により、事業終了後に補助額に残額が発生してしまった場合には、当該残額については返還いただくことになります。なお、期間中（令和4年2月から9月まで）に賃金規程等を改正し、発生が見込まれる残額を追加的な賃金改善に充てることも可能ですが、この場合も、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」が要件となるため、追加的な賃金改善額を含めて、事業要件に合致しているかを判断することになります。
2-10	要件	賃金改善計画書や賃金改善実績報告書において「国家公務員給与改定対応部分」の具体的な配分額についてどのように記入すれば良いのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、令和4年度の賃金に関する規程において公定価格の減額分（0.9%）を賃金水準に反映していないことが確認できれば足りることから、賃金改善計画書や賃金改善実績報告書に個別の職員に対する具体的な配分について記入する必要はありません。このため、別紙様式1別添1「賃金改善内訳(職員別内訳)」には「賃金改善部分」の金額のみの記入で足り、「国家公務員給与改定対応部分」の金額については記入する必要はありません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-1	賃金改善額の算定方法等	「原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること」が要件とされていますが、令和4年度に新規開設する施設・事業所は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合は、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	対象となります。 利用児童数は、開設月から9月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。 なお、この場合の賃金改善については、地域又は同一の設置者・事業者における賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準に基づいて行うこととなります。
3-2	賃金改善額の算定方法等	令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、令和4年4月分から9月分についても令和3年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においては、これにより難しい場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間（令和4年9月までの間。以下同じ。）における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。 また、公定価格の単価表における最も低い定員区分が適用されている施設・事業所や、家庭的保育事業所においては、定員区分を引き下げることができないことから、令和4年4月分から9月分の年齢別利用児童数（平均）の見込みが令和3年度の年齢別利用児童数（平均）を下回る場合においても、これにより難しい場合として、令和4年4月分から9月分の年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-3	賃金改善額の算定方法等	令和3年度途中に開所した場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、開所月から令和4年3月までの年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、開所1年目の利用児童数と今後の利用児童数との間で乖離が見込まれる場合は、これにより難しい場合として、開所した月以降の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-4	賃金改善額の算定方法等	令和3年度途中に利用定員の見直しを行った場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、令和3年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和3年度途中に利用定員の見直しを行った場合は、これにより難しい場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-5	賃金改善額の算定方法等	利用定員の見直しがある場合、適用する単価の定員区分はどのように判断すれば良いのでしょうか。	定員変更後の本事業の実施期間については、変更後の定員に基づいて、適用する単価の定員区分を判断します。
3-6	賃金改善額の算定方法等	保育所から認定こども園に移行するなど、施設・事業所類型に変更がある場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。また、賃金改善計画書は移行前と移行後のそれぞれで作成するのでしょうか。	施設・事業所類型の変更後の期間については、当該変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いて補助基準額を算定することとなります。また、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書は変更前と変更後とで分けて作成する必要はなく、まとめて作成します。
3-7	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての職員に対し9,000円の賃金改善を行うことが必要なのでしょうか。また、9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能なのでしょうか。	公定価格上の配置基準（非常勤職員については常勤換算）等に基づいて補助基準額については算定しますが、実際の配分に当たっては、事業者の判断によることができます。したがって9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。
3-8	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。 公営の施設の取り扱いについては、4-4を参照

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-9	賃金改善額の算定方法等	賃金改善を行った場合、社会保険料等の負担も増加しますが、この増加分についても「月額9,000円相当」の中から捻出するのでしょうか。	賃金改善に伴う社会保険料の事業主負担分の増加分については、これまでの処遇改善と同様に、3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善分とは別に上乗せして補助基準額を設定しています。 なお、社会保険料の被用者負担分については、これまでの処遇改善と同様に、個々の職員の賃金の中から負担していただくこととなります。
3-10	賃金改善額の算定方法等	地方単独事業により賃金改善を行っている場合、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	地方単独補助を含めた賃金水準から賃金改善が行われることが必要があります。
3-11	賃金改善額の算定方法等	処遇改善等加算では、「賃金改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させないこと」とされており、事業者の業績等に応じて賃金の水準を低下させることができませんが、今回の処遇改善でも同じ取扱いでしょうか。	同じです。
3-12	賃金改善額の算定方法等	「年齢別平均利用児童数」に小数点以下の端数がある場合はどのように処理すればいいですか。	小数点第一位を四捨五入します。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-13	賃金改善額の算定方法等	補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	<p>「賃金改善部分」「国家公務員給与改定部分」それぞれについて以下の考え方により算定しています。また、公定価格において算定されている職員は各種加算の取得等により変動しますが、本補助金の補助基準額の設定にあたっては、簡素化の観点から基本分単価及び処遇改善等加算 が算定されている加算の平均的な加算取得率を用いて算定しています。</p> <p><賃金改善部分> 地域区分に関わらず同額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公定価格上の算定対象職員数(常勤換算)×9,000円×(1+社会保険料率(事業主負担分)) <p><国家公務員給与改定対応部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額 <p>なお、各施設・事業所における具体的な補助額については、以下の算式により算出します。(交付要綱別表参照)</p> <p><賃金改善部分></p> <p>単価×令和3年度年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数</p> <p><国家公務員給与改定対応部分></p> <p>単価×令和3年度年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数</p>
3-14	賃金改善額の算定方法等	国家公務員給与改定に準じた給与の引下げを既に行っている公営以外の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	<p>公定価格が令和3年度内に減額改定されると見込んで給与の減額改定を行っていた施設は、別途、手当や一時金等の支給により、令和3年度の賃金水準を当該減額改定前の賃金水準とした上で、「賃金改善部分」による処遇改善を行う必要があります。</p>
3-15	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるのでしょうか。	<p>通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当については、含まれません。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-16	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して本事業による賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
3-17	賃金改善額の算定方法等	特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の補助基準額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	<p>< 公定価格において利用する施設・事業所の公定価格と同額又は食材料費を控除した金額を適用している場合 > 対応する施設・事業所の補助基準額と同額となります。</p> <p>< 公定価格において利用する施設・事業所の公定価格に一定割合を乗じて得た金額を適用している場合 > 対応する施設・事業所の補助基準額に同一割合を乗じて得た金額（10円未満の端数がある場合は切り捨て）となります。</p>
3-18	賃金改善額の算定方法等	1号認定子どもや2号認定子どもに係る特例保育の補助基準額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	<p>< 公定価格において1、2歳児の公定価格と同額又は1、2歳児の公定価格から食材料費を控除した金額を適用している場合 > 特例保育の補助基準額と同額となります。</p> <p>< 公定価格において1、2歳児の公定価格に一定割合を乗じて得た金額を適用している場合 > 特例保育の補助基準額に同一割合を乗じて得た金額（10円未満の端数がある場合は切り捨て）となります。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
3-19	賃金改善額の算定方法等	分園を設置する保育所や認定こども園の補助基準額は、公定価格の基本分単価や処遇改善等加算と同様に、中心園、分園それぞれの定員数に基づき算定するのか、施設全体の定員数に基づき算定するのかどちらでしょうか。	公定価格の基本分単価等と同様の算定になります。 なお、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書には分園分も含めてまとめて記入してください。
3-20	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」とされていますが、示されている以外の算出方法によることは可能でしょうか。	実施要綱でお示ししているのは「標準」の算定方法になりますので、個々の施設・事業所の実情に応じた算出方法によることも可能です。
3-21	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、「同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てる」ことができるとされていますが、ここでいう「教育・保育施設等」には放課後児童クラブや認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれるのでしょうか。	ここでいう「教育・保育施設等」とは、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設」を指し、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業や認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれません。
4-1	公立	公立の施設・事業所は対象となるのでしょうか。	今回の処遇改善については、公立の施設・事業所についても対象となります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
4-2	公立	今回の処遇改善について公立の施設・事業所が対象になっている理由を教えてください。	今般の経済対策において「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。」とされていることを踏まえ、今般の処遇改善については公立の施設・事業所についても対象としたものです。
4-3	公立	公営の施設・事業所の賃金改善には、給与に係る条例等の改正が必要であり、令和4年3月の支給に間に合わない可能性もありますが、このような場合、補助対象外となるのでしょうか。	公営の施設・事業所については、給与の引上げに条例の改正等が必要であることを考慮し、2月分からの給与改善について、年度内に実際に引上げを行う条例改正案等の議案を議会に提出している場合には、2月から賃金改善を行っているものとみなして補助対象とします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
4-4	公立	<p>「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、公営の施設・事業所については、他の職種の均衡等の観点から、賃金改善が難しい職種があることも考えられます。このような場合も補助額全額を賃金改善等に充てる必要がありますでしょうか。</p>	<p>公営の施設・事業所については、地方公務員の給与体系の下、他の職種の給与との均衡等の観点から、非常勤職員や特定の職種のみを賃金改善の対象とせざるを得ないことも想定されます。このため、公営の施設・事業所に限り、このような場合には、賃金改善計画の段階で補助基準額を下回ることも可能とする取扱いとします。</p> <p>なお、総務省より、以下のとおり、処遇改善の手法の例が示されていますので、これらも参考に、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。</p> <p>公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について（令和3年12月24日付け総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）（抜粋）</p> <p>1 会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。 ・ 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。 <p>2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
4-5	公立	「賃金改善計画書」や「賃金改善実績報告書」、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」については施設・事業所単位で作成・判断するとのことですが、公営の施設・事業所については市町村単位で作成することは可能でしょうか。	公営の施設・事業所においては、給与が条例等により市町村単位で定められていることから、市町村単位でまとめて作成することも可能です。
4-6	公立	令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた給与改定により、期末手当の引下げを既に行っている公営の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	<p>< 期末手当の減額改定を令和3年12月から実施している場合 > 令和3年度は賃金水準を令和3年給与改定の内容を反映する前の賃金水準まで戻していただく必要はありませんが、令和4年度は少なくとも当該賃金水準を超える水準までは処遇改善を行う必要があります。</p> <p>< 令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する場合 > 令和4年度は、少なくとも令和3年給与改定による令和4年度の減額分（ただし、令和3年度の引き下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する分は含まない）を超える処遇改善を行う必要があります。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
5-1	市町村実務	市町村は今回の処遇改善を必ず実施しなければならないのでしょうか。	今回の処遇改善を実施しない市町村に所在する施設・事業所は、賃金改善の有無に関わらず補助を受けることができないこととなります。このような事態を避けるため、教育・保育などの現場で勤務する職員の方々の収入を引き上げるという本事業の趣旨をご理解いただき、本事業を実施していただきたいと考えております。 市町村におかれては、事業者が予見性をもって賃金改善に取り組めるよう、2月より前に、可能な限り事業の実施の有無又は方針について管内の事業者に対して周知するようお願いいたします。
5-2	市町村実務	今回の処遇改善の実施に当たっては、処遇改善等加算と同様に、申請段階で賃金改善計画書とともに、賃金規程や賃金台帳等の拳証資料の提出を求め、事前に確認を行う必要があるのでしょうか。	申請の段階では、賃金改善計画書に記入されている内容が本事業の要件に合致しているかを確認することで足ります。 一方で、実績報告書の確認の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行う必要があります。
5-3	市町村実務	今回の処遇改善において、賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を変更することは可能でしょうか。	「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）で示した賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を使用いただくようお願いいたします。追加資料を求める場合でも、施設・事業所における事務負担軽減の観点から、最低限とするようお願いいたします。
5-4	市町村実務	今回の処遇改善については、事業期間が2か年度にまたがりませんが、市町村から国に対しては、どのように補助申請を行うことが可能でしょうか。	今回の補助申請に当たっては、以下のいずれの方法も可能です。 令和3年度及び令和4年度に、それぞれ各年度分の申請を行う 令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の申請を行う（自治体において、国庫補助金の地方繰越手続きが必要） 令和4年度に、令和3年度分及び令和4年度分の申請を行う（国において、国庫補助金の本省繰越手続きを実施）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
5-5	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度及び令和4年度に、それぞれ各年度分の交付申請を行う場合、事業者に賃金改善計画書や賃金改善実績報告書を各年度ごとに作成してもらう必要があるのでしょうか。	「賃金改善部分」の処遇改善は、各年度ごとに補助基準額以上の賃金改善を行わなければならないものではなく、本事業の実施期間全体で補助基準額以上の賃金改善が行われているか確認するものです。従って、教育・保育施設等に対して各年度ごとの賃金改善計画書や賃金改善実績報告書の提出を求める必要はありません。
5-6	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分、令和4年度に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業分の交付申請をそれぞれ行うことも可能でしょうか。また、令和3年度に公立分、令和4年度に私立分の交付申請をそれぞれ行うことは可能でしょうか。	可能です。
5-7	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において申請当時は想定していなかった利用定員の増加があった場合など、追加で国に対して交付申請を行いたい場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和4年度の交付要綱（繰越分）に基づき、定員の増加等を反映後の補助基準額等により、増加分を交付申請をすることとなります。 令和4年度の交付要綱（繰越分）の申請様式等は、別途、お示しする予定です。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
5-8	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において令和4年度になってから申請当時は想定していなかった利用定員の減少があった場合など、交付決定額が過大となる場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和3年度の交付要綱に基づく実績報告による額の確定後、返還することとなります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答																												
5-9	市町村実務	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てることとした事業者があった場合、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどのように記入すれば良いのでしょうか。</p>	<p>交付申請や実績報告においては、他の教育・保育施設等への拠出額も含め、拠出元事業所の申請額・実績額として記入してください。</p> <p>(例)</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫補助基準額</td> <td>A施設</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B施設</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実際の賃金改善額</td> <td>A施設</td> <td>90</td> <td>(B施設へ10拠出)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B施設</td> <td>110</td> <td>(A施設から10受入)</td> </tr> </table> <p>上記の例の場合の申請書等(様式2別表2-2等)の記入方法 総事業費・対象経費の支出予定額(実支出額)</p> <table border="0"> <tr> <td>A施設</td> <td>100</td> <td>B施設への拠出額(10)を含め記入</td> </tr> <tr> <td>B施設</td> <td>100</td> <td>A施設からの受入額(10)は含めず記入</td> </tr> </table> <p>国庫補助基準額</p> <table border="0"> <tr> <td>A施設</td> <td>100</td> <td>A施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> <tr> <td>B施設</td> <td>100</td> <td>B施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> </table>	国庫補助基準額	A施設	100			B施設	100		実際の賃金改善額	A施設	90	(B施設へ10拠出)		B施設	110	(A施設から10受入)	A施設	100	B施設への拠出額(10)を含め記入	B施設	100	A施設からの受入額(10)は含めず記入	A施設	100	A施設の利用児童数を元に算定された額	B施設	100	B施設の利用児童数を元に算定された額
国庫補助基準額	A施設	100																													
	B施設	100																													
実際の賃金改善額	A施設	90	(B施設へ10拠出)																												
	B施設	110	(A施設から10受入)																												
A施設	100	B施設への拠出額(10)を含め記入																													
B施設	100	A施設からの受入額(10)は含めず記入																													
A施設	100	A施設の利用児童数を元に算定された額																													
B施設	100	B施設の利用児童数を元に算定された額																													

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
5-10	市町村実務	賃金改善等の要件に「本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、「国家公務員給与改定対応部分」については、どのように確認すれば良いのでしょうか。 また、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどのように記入すれば良いのでしょうか。	「令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。」が確認できる場合は要件を満たしているものとして差し支えありません。この場合、公営以外の施設・事業所においては、交付要綱の様式(別表2の1)の総事業費や支出額は補助基準額と同額を記入することとなります。
5-11	市町村実務	交付金交付申請前に、処遇改善を行う全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させる必要がありますか。	基本的には、施設・事業所から提出された賃金改善計画書を基に交付申請いただくことが望ましいと考えておりますが、交付申請前に全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させることが困難な場合には、施設・事業所に今回の処遇改善を行うか意向等を確認の上、交付申請することも考えられます。
5-12	市町村実務	交付申請額は、千円未満切り捨てでしょうか。	1円単位となります。
6-1	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、対象経費として認められるものは何があるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の審査や補助金の交付事務等に従事した職員の人件費(本事業の実施に係る部分に限る)、今回の処遇改善事業の実施に要した備品・消耗品の購入費や郵送料、振込手数料等を想定しています。 なお、今回の処遇改善事業の実施に当たり追加で必要となった費用を補助するものであり、対象経費として認められる人件費は、既存職員の超過勤務手当や新たに採用した会計年度任用職員の給与等を想定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
6-2	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、いつからいつまでにかかった経費が認められるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の実施のための準備や、事業終了後に実績報告に係る作業があることから、令和3年12月20日から令和5年3月末までに本事業の実施に要した経費が対象となります。
6-3	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	平均的な管内の施設・事業所数に基づいて傾斜をつけています。
6-4	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、令和3年度及び令和4年度それぞれに、令和3年度の交付要綱に定める補助基準額による補助を受けることができるのでしょうか。	令和3年度の交付要綱で定める補助基準額は、令和3年度分だけでなく令和4年度分も含めたものであり、令和3年度と令和4年度それぞれで二重に補助を受けることはできません。
7-1	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていた幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行する場合、移行後の期間について本事業の対象となるのでしょうか。	移行後の期間については、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の対象となります。月の途中（各月初日以外の日）に移行する場合は、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた日の属する月の翌月から対象となります。また、移行する際は、改めて本事業の賃金改善計画書を提出いただくこととなりますが、「幼稚園の教育体制支援事業」に係る計画書をもってこれに代えることも可能です。
7-2	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていない幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に、本事業を実施することはできるのでしょうか。	可能です。ただし、その場合は子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から本事業を実施する必要があります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
7-3	私学助成を受ける幼稚園	私学助成を受ける幼稚園が施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に本事業を実施する場合、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中で当該確認を受ける場合はその翌月）から9月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。
8-1	その他	今回の処遇改善による処遇改善は恒久的なものと考えていいのでしょうか。	今回の処遇改善は賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施するものであり、事業実施期間終了後の令和4年10月以降についても、公定価格を見直す等により、引き続き同様の措置を行うこととしています。
8-2	その他	「国家公務員給与改定対応部分」については令和4年4月から補助とのことですが、令和3年度の公定価格については令和3年人事院勧告に伴う減額改定は行われませんか。	令和3年人事院勧告は期末手当を0.15月分引き下げる内容となりましたが、国家公務員給与における対応（ ）も踏まえつつ、公定価格では、令和3年度の減額改定は行わないこととしています。なお、令和4年度については期末手当0.15月分の引下げを行いつつ、当該引下げ分に相当する金額を本補助金（「国家公務員給与改定対応部分」）により補助することとしています。 国家公務員給与については、令和3年度分の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当を減額することにより調整を行うこととされています。
8-3	その他	今回の処遇改善は令和4年9月までが実施期間とのことですが、令和4年10月以降はどうなるのでしょうか。	現行、子どものための教育・保育給付交付金の対象となっている施設・事業所の令和4年10月以降の取扱いについては、公定価格の一部として施設・事業所に対して所要の経費の支給を行うことを予定しています。 なお、従来から、地方交付税により運営費に係る財政措置を行っている公立の保育所・幼稚園・認定こども園の令和4年10月以降の取扱いについては、地方交付税措置を予定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.3・令和4年2月25日時点版)

番号	項目	問	答
8-4	その他	<p>「国家公務員給与改定対応部分」についても令和4年10月以降は公定価格に組み込まれるのでしょうか。</p>	<p>「国家公務員給与改定対応部分」については、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定となるため、今般の3%程度の処遇改善の効果を継続するための措置として、処遇改善により9月分まで上乘せの補助を行うものです。</p> <p>10月以降の取扱いについては、令和4年夏頃の令和4年人事院勧告の内容を踏まえて検討することになりますが、令和3年度と比較して3%程度(月額9,000円)の処遇改善を実施できるように、対応していく予定です。</p>